

# 大学院人文社会科学研究科便覧

令和6年度  
(2024年度)

琉 球 大 学  
大学院人文社会科学研究科  
(博士後期課程)

令和6年度学年暦 ※1

〔令和5年11月29日定制〕

令和6年

4月 1日 (月)	学年及び前学期開始
4月 1日 (月)	シラバス・授業時間割配当表公開 ※2
4月 2日 (火) ~ 4月 8日 (月)	授業科目の仮登録(前学期/第1・第2クォーター) ※3
4月 3日 (水) ~ 4月 8日 (月)	新入生オリエンテーション
4月 3日 (水) ~ 4月 18日 (木)	定期健康診断(3日は上原キャンパスのみ、4日は実施なし)
4月 4日 (木)	入学式
4月 9日 (火)	仮登録抽選
4月 10日 (水)	仮登録抽選結果開示(前学期/第1・第2クォーター)
4月 10日 (水) ~ 4月 24日 (水)	登録調整期間(前学期/第1・第2クォーター)
4月 11日 (木)	授業開始(前学期/第1クォーター)
4月 25日 (木) ~ 5月 1日 (水)	履修中止手続期間(第1クォーター)
4月 25日 (木) ~ 5月 15日 (水)	履修中止手続期間(前学期/前学期開始の通年科目)
5月 2日 (木)	月曜日授業振替(月曜日の3回目) ※4
5月 22日 (水)	開学記念日
5月 25日 (土)	体育祭
6月 1日 (土) ~	教育実習
6月 10日 (月)	授業終了(第1クォーター) ※7
6月 11日 (火)	授業開始(第2クォーター)
6月 11日 (火) ~ 7月 1日 (月)	履修中止手続期間(第2クォーター)
6月 23日 (日)	慰霊の日
7月 1日 (月)	成績開示(第1クォーター)
7月 14日 (日)	琉球大学説明会(オープンキャンパス)
7月 16日 (火)	月曜日授業振替(月曜日の13回目) ※4
7月 31日 (水) ~ 8月 6日 (火)	前学期試験期間 ※5
8月 7日 (水) ~ 8月 8日 (木)	予備日 ※6
8月 8日 (木)	授業終了(前学期/第2クォーター) ※7
8月 9日 (金) ~ 9月 30日 (月)	夏季休業
9月 2日 (月)	成績開示(前学期/第2クォーター) ※2
9月 20日 (金)	授業時間割配当表公開
9月 21日 (土) ~ 9月 22日 (日)	琉大祭
9月 24日 (火) ~ 9月 26日 (木)	授業科目の仮登録(後学期/第3・第4クォーター) ※3
9月 27日 (金)	仮登録抽選
9月 30日 (月)	仮登録抽選結果開示(後学期/第3・第4クォーター)
9月 30日 (月) ~ 10月 15日 (火)	登録調整期間(後学期/第3・第4クォーター)
9月 30日 (月)	前学期終了
10月 1日 (火)	後学期開始
10月 1日 (火)	授業開始(後学期/第3クォーター)
10月 12日 (土) ~ 10月 13日 (日)	琉大祭予備日 ※8
10月 15日 (火)	月曜日授業振替(月曜日の2回目) ※4
10月 16日 (水) ~ 10月 22日 (火)	履修中止手続期間(第3クォーター)
10月 16日 (水) ~ 11月 5日 (火)	履修中止手続期間(後学期/後学期開始の通年科目)
11月 6日 (水)	月曜日授業振替(月曜日の5回目) ※4
11月 27日 (水)	授業終了(第3クォーター) ※7
11月 28日 (木)	授業開始(第4クォーター)
11月 28日 (木) ~ 12月 18日 (水)	履修中止手続期間(第4クォーター)
12月 4日 (水)	学校推薦型選抜等(休講)
12月 5日 (木)	水曜日授業振替(水曜日の9回目) ※4
12月 24日 (火) ~ 1月 5日 (日)	冬季休業
1月 6日 (月)	授業開始
1月 6日 (月)	成績開示(第3クォーター)
1月 17日 (金)	大学入学共通テスト準備(休講)
1月 18日 (土) ~ 1月 19日 (日)	大学入学共通テスト
2月 3日 (月) ~ 2月 7日 (金)	後学期の試験期間 ※5
2月 10日 (月) ~ 2月 12日 (水)	予備日 ※6
2月 12日 (水)	授業終了(後学期/第4クォーター) ※7
2月 13日 (木) ~ 3月 31日 (月)	春季休業
2月 13日 (木)	リフレクション・デー ※9
2月 25日 (火) ~ 2月 26日 (水)	一般選抜(前期日程)
3月 3日 (月)	成績開示(後学期/第4クォーター) ※2
3月 12日 (水)	一般選抜(後期日程)
3月 25日 (火)	卒業式
3月 31日 (月)	学年及び後学期終了

令和7年  
2025年

- ※1: 医学部医学科の学年暦はこの学年暦に準じ、医学部において定める。  
各研究科の学年暦はこの学年暦に準じ、各研究科において定めることができる。
- ※2: 教務情報システムを利用して提供する。
- ※3: クォーターとは、前学期と後学期のそれぞれ前半と後半に、8週(試験を含む)で授業を行う期間のこと。
- ※4: 指定の曜日の振替日とし、本来の曜日の講義・試験・補講・実習を行わない。
- ※5: 試験期間は、期末試験の他に講義・補講等を行うことがある。
- ※6: 予備日は台風等で全学休講になった日の授業又は定期試験を行う。
- ※7: クォーター科目の期末試験は最終授業時に行う。なお、週1回実施の科目は8回目の授業の後半に実施すること。
- ※8: 準備、片付けを含む。
- ※9: 令和4年度以降に入学した教職課程の履修を希望する学生(教育学部生を除く)が対象。

令和6年度学年暦関係七曜表

月	日							事項	月	日							事項		
	日	月	火	水	木	金	土			日	月	火	水	木	金	土			
4月								4/1 学年・前学期開始	10月								10/1 後学期開始		
		1	2	3	4	5	6	4/1 シラバス・時間割配当表公開				1	2	3	4	5	10/1 授業開始(後学期・第3クォーター科目)		
	7	8	9	10	11	12	13	4/2~4/8 前学期仮登録		6	7	8	9	10	11	12	10/12,13 琉大祭予備日(準備、片付けを含む)		
								4/3~4/8 新入生オリエンテーション				13	14	15	16	17	18	9/30~10/15 登録調整期間	
	14	15	16	17	18	19	20	4/3,5~18 定期健康診断										10/15 月曜振替(月曜日の2回目)	
								4/4 入学式										履修中止手続き期間	
5月								4/9 仮登録抽選	11月								10/16~10/22 第3クォーター科目		
								4/10 仮登録抽選結果開示									10/16~11/5 後学期・後学期開始の通年科目		
								4/10~4/24 登録調整期間											
								4/11 授業開始(前学期・第1クォーター科目)											
	5	6	7	8	9	10	11	履修中止手続き期間											
								4/25~5/1 第1クォーター科目											
6月								4/25~5/15 前学期・前学期開始通年科目	12月								11/6 月曜日振替(月曜日の5回目)		
								5/2 月曜振替(月曜日の3回目)		3	4	5	6	7	8	9			
								5/22 開学記念日		10	11	12	13	14	15	16			
								5/25 体育祭											
	12	13	14	15	16	17	18			17	18	19	20	21	22	23	11/27 授業終了(第3クォーター科目)		
								6/1~ 教育実習										11/28 授業開始(第4クォーター科目)	
7月								6/10 授業終了(第1クォーター科目)	1月										
								6/11 授業開始(第2クォーター科目)											
								履修中止手続き期間											
								6/11~7/1 第2クォーター科目											
								6/23 慰霊の日											
8月								7/1 成績開示(第1クォーター科目)	2月										
								7/14 琉球大学説明会(オープンキャンパス)											
								7/16 月曜振替(月曜日の13回目)											
9月								7/31~8/6 前学期試験期間	3月										
								8/7,8 予備日											
								8/8 前学期・第2クォーター科目授業終了											
								8/9~9/30 夏季休業											
10月								9/2 成績開示日(前学期・第2クォーター科目)	4月										
								9/20 授業時間割配当表公開											
								9/18~20 琉大祭準備											
								9/21~22 琉大祭(9/23片付け)											
								9/24~26 後学期仮登録											
								9/27 仮登録抽選											
11月								9/30 仮登録抽選結果開示	5月										
								9/30~10/15 登録調整期間											
								9/30 前学期終了											

第10, 第30	①~⑮: 授業回数
第20, 第40	休業日
入学式, 卒業式	
試験期間	
英語統一テスト	

- ◇ 新入生オリエンテーション, 琉大祭(準備, 後片付け含む)
- ▽ 大学入学共通テスト, 一般選抜(準備の休講を含む), 学校推薦型選抜
- 開学記念日, オープンキャンパス, 体育祭
- 国民の祝日等(振替休日, 慰霊の日を含む)
- 台風等で全学休講となった場合の予備日

## 目 次

琉球大学憲章	1
〈学則・規程等〉	
琉球大学大学院学則	5
琉球大学学位規則	35
琉球大学大学院人文社会科学研究科規程	43
琉球大学大学院人文社会科学研究科における学位に関する細則	50
琉球大学大学院人文社会科学研究科における長期履修制度実施要項	81
琉球大学大学院における成績評価不服申立に関する申合せ	88
授業料免除について	92
琉球大学大学院授業料未納による除籍に関する申合せ	93
暴風警報及び気象等に関する特別警報発令に伴う授業及び期末試験の 取扱いに関する申合せ	94
琉球大学附属図書館利用規程	97
琉球大学学生の懲戒に関する基準	102
〈博士後期課程〉	
比較地域文化専攻の目的	107
開設授業科目および単位数	109
履修の手引き	110
カリキュラム一覧	111
開設授業科目および授業科目の内容	112
学位授与について	120
琉球大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程比較地域文化専攻の 在学期間に関する申し合わせ	123
琉球大学人文社会科学研究科博士後期課程における学位論文審査の評 価基準に関する申合せ	125
教員配置表	126
教員研究室等一覧	127





# 琉球大学憲章

(平成19年5月22日制定)

## 前文

琉球大学は、1950年、沖縄戦により灰燼に帰した首里城の跡地に創設された。米国の統治下で、戦後復興と教育再興という住民の強い要望が米国軍政府を動かし、琉球列島初の大学が創設されたのであった。その後、1966年に琉球政府立となり、1972年の日本復帰と同時に国立大学となった。また、1977年に西原町・宜野湾市・中城村の3市町村の接点地域にある広大な新キャンパスへ移転し、2004年には国立大学法人となって、現在に至っている。その間、琉球大学は学問の自由や大学の自治への干渉等、幾多の歴史的試練を経ながらも、地域の人材養成と知の創造に大きく貢献してきた。

21世紀を迎え、大学を取り巻く環境は大きく変化している。経済・社会のグローバル化をはじめ、情報化、少子高齢化、社会的・地域的格差の拡大等の課題に対応して、教育研究機関の役割が多様化するとともに、革新的な取り組みが問われている。とくに国立大学は法人化後、厳しい財政改革を伴う競争と評価の時代を迎えている。琉球大学に対しては、広大な海域を含む島嶼地域における拠点大学として、豊かな自然環境を守り、地域社会の持続的発展に寄与することが求められている。琉球大学は、この憲章に掲げる理念に基づいて、本学の構成員である教職員・学生の協働により、将来の制度変革にも積極的に対応する。

琉球大学は、沖縄の歴史的教訓としての「命(ぬち)どう宝(命こそ宝)」という生命および個人の尊厳の考え方を根本に置き、「再び戦争の惨禍が起こることのないように」とする戦後沖縄の教育原点を深く自覚する。琉球大学は、自然的・文化的・歴史的特性を有する琉球列島にあって、世界の平和と福祉の向上を目指す人間性豊かな責任ある人材養成に果敢に挑戦することを、今後も変わることのない使命とする。

私たち琉球大学の教職員・学生は、「自由平等、寛容平和」の建学の精神を継承・発展させ、「地域特性と国際性を併せ持つ個性豊かな大学」を創り上げる決意を高らかに宣言し、自らが主体となって行動を起こす際の依るべき根本規範として、ここに琉球大学憲章を制定する。

## 第1章 教育

### （教育の目的と理念）

1. 琉球大学は、学生が学習権の主体であることを踏まえ、教育を重視する大学として「自由平等、寛容平和」に満ちた社会の形成者を育成することを教育の目的とする。また、自主自立の精神に基づく教育活動を通して、社会全体の持続可能な発展に寄与することを教育の理念とする。

### （教育における責務と社会的評価）

2. 琉球大学は、すべての人々に生涯を通じた教育の機会をひとしく提供し、高等教育機関にふさわしい教育活動を維持、強化、発展させることを責務とする。また、琉球大学は、教育活動において社会に対する責任を負っており、前項に掲げる教育の目的と理念に照らし合わせ、社会的評価を受けることを深く自覚する。

### （多文化交流の推進）

3. 琉球大学は、琉球列島が多様な文化を育んできた地域であること、また、多元的な文化交流によって心豊かな人間性が培われることに鑑み、人類が地球上に開花させてきたあらゆる文化を尊重し、交流を推進する。

## 第2章 研究

### （研究の理念）

1. 琉球大学は、学問の自由を尊重し、基礎研究と応用研究は研究活動の両輪であることを踏まえ、知を継承・創造し、発展させることを研究の理念とする。

### （地域特性）

2. 琉球大学は、基盤研究の重要性を認識した上で、特色ある自然・文化・歴史を有する琉球列島の地域特性を活かした研究を多様な視点から展開し、世界水準の個性的な研究拠点たることを目指す。

### （研究交流の推進）

3. 琉球大学は、地域社会と情報を共有するとともに、国内の機関およびアジア・太平洋地域をはじめとした諸外国の機関との研究交流を推進し、世界に向けて成果を発信する。

#### **（研究における責務と社会的評価）**

4. 琉球大学は、知の継承・創造・発展という研究理念を実現する責務と社会から求められる役割との均衡をとりながら、健全な研究体制の維持・発展に努める。研究は、社会的倫理と規範を遵守しつつ、学術的批判および社会的評価を受けながら進められるべきである。

### **第3章 社会貢献**

#### **（開かれた大学と社会的使命）**

1. 琉球大学は、社会に「開かれた大学」として、人と人とを結びつける大学を目指す。また、大学が社会を変え、社会が大学を変えるという相互関係を自覚し、琉球列島における最高学府として本学の社会的使命を果たすべく、不断の努力を行う。

#### **（社会との協働）**

2. 琉球大学は、学術的に確立した知識・技術を社会に還元するだけでなく、社会と共有する諸課題の解決に取り組む対等のパートナーとして、多様な個人・団体と協働する。

#### **（地域社会の持続的発展への責任）**

3. 琉球大学は、地域社会の再生に取り組むとともに、豊かな自然環境を守り、持続可能な地域社会の発展に寄与する責任を担う。

### **第4章 大学運営**

#### **（基本的人権の尊重）**

1. 琉球大学は、基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、国籍、障害等による差別をしない。また、自らの保有する情報を積極的に公開するとともに、個人情報保護を図る。琉球大学は、すべての構成員がその個性と能力を発揮しうよう、教育・研究・労働環境の整備を図る。

#### **（民主的な大学運営と効率的経営）**

2. 琉球大学は、学問の自由と大学の自治を保障するため、民主的な大学運営と教育・研究を支援する効率的な経営を行う。また、法人化後の大学をとりまく環境に対応し、競争と評価に耐えうる財政基盤の確立と健全な経営に努める。

### (自律と連帯)

3. 琉球大学は、教職員の自律と連帯に基づく知的共同体を形成し、教職員と学生が一体となって創造・発展する大学を目指す。本学の構成員は、全学的な視点に立ち、それぞれの役割と責任を主体的に果たし、社会の多様な意見を本学の運営に反映させるよう努める。

## 終章 平和への貢献

沖縄は、アジア諸国間の平和と友好の架け橋として「万国津梁」を担った歴史と沖縄戦において「鉄の暴風」と呼ばれる激戦地とされた歴史を有する。また、戦後の長い米軍統治を経て日本に復帰した現在も、沖縄には広大な米軍基地が存在する。このような沖縄の歴史と現状を踏まえ、琉球大学は、国際平和の構築に貢献する。

琉球大学は、倫理・人道を尊重し、この憲章に掲げる教育、研究、社会貢献、大学運営における目的、理念に基づき、平和に寄与する。

### (憲章の改正)

この憲章の改正は、別に定める手続きにより行う。

### 附 則

この憲章は、平成19年5月22日から施行する。

〈学則・規程等〉



○琉球大学大学院学則

(昭和 52 年 3 月 26 日制定)

<b>改正</b>	昭和 52 年 8 月 30 日	昭和 53 年 4 月 1 日	昭和 55 年 3 月 27 日
	昭和 58 年 4 月 1 日	昭和 58 年 7 月 26 日	昭和 60 年 2 月 26 日
	昭和 60 年 4 月 1 日	昭和 61 年 3 月 31 日	昭和 62 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 2 月 23 日	平成元年 3 月 28 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年 5 月 21 日	平成 3 年 8 月 27 日
	平成 4 年 3 月 27 日	平成 5 年 10 月 19 日	平成 5 年 11 月 30 日
	平成 6 年 3 月 22 日	平成 6 年 9 月 27 日	平成 7 年 3 月 28 日
	平成 8 年 3 月 26 日	平成 9 年 3 月 25 日	平成 10 年 3 月 31 日
	平成 12 年 7 月 25 日	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13 年 9 月 18 日
	平成 14 年 12 月 17 日	平成 15 年 3 月 28 日	平成 15 年 4 月 21 日
	平成 16 年 4 月 1 日	平成 17 年 3 月 15 日	平成 18 年 1 月 24 日
	平成 18 年 3 月 16 日	平成 18 年 3 月 28 日	平成 19 年 2 月 27 日
	平成 19 年 4 月 24 日	平成 19 年 9 月 25 日	平成 19 年 11 月 20 日
	平成 20 年 2 月 6 日	平成 20 年 2 月 18 日	平成 20 年 2 月 28 日
	平成 20 年 6 月 24 日	平成 20 年 11 月 25 日	平成 21 年 1 月 27 日
	平成 21 年 3 月 24 日	平成 21 年 7 月 28 日	平成 22 年 3 月 30 日
	平成 22 年 9 月 27 日	平成 23 年 1 月 25 日	平成 23 年 2 月 22 日
	平成 23 年 9 月 27 日	平成 24 年 2 月 28 日	平成 24 年 3 月 27 日
	平成 24 年 7 月 24 日	平成 25 年 2 月 19 日	平成 25 年 6 月 25 日
	平成 26 年 3 月 25 日	平成 27 年 10 月 21 日	平成 28 年 2 月 23 日
	平成 28 年 3 月 22 日	平成 29 年 2 月 8 日	平成 29 年 3 月 8 日
	平成 29 年 12 月 20 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 30 年 6 月 27 日
	平成 30 年 12 月 26 日	平成 31 年 2 月 27 日	令和 2 年 2 月 19 日
	令和 3 年 3 月 17 日	令和 3 年 9 月 29 日	令和 4 年 3 月 2 日
	令和 5 年 3 月 30 日	令和 5 年 7 月 28 日	

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 琉球大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- (教育研究上の目的)



第2条 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程等に定めるものとする。

(入学者選抜)

第3条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を備えて行うものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第4条 教育研究活動等の状況の公表については、琉球大学学則(以下「学則」という。)

第3条の規定を準用する。

## 第2章 研究科、課程及び専攻

(研究科)

第5条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

地域共創研究科

教育学研究科

医学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農学研究科

法務研究科

(課程)

第6条 地域共創研究科及び農学研究科に修士課程、医学研究科に修士課程及び博士課程、人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科に博士課程、教育学研究科及び法務研究科に専門職学位課程を置く。

2 保健学研究科及び理工学研究科に置く博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 人文社会科学研究科に置く博士課程は、博士後期課程とする。

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻及び講座)

第8条 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科

博士後期課程

比較地域文化専攻

地域共創研究科

地域共創専攻

教育学研究科

専門職学位課程

高度教職実践専攻

医学研究科

修士課程

医科学専攻

博士課程

医学専攻

保健学研究科

博士前期課程

保健学専攻

博士後期課程

保健学専攻

理工学研究科

博士前期課程

工学専攻、数理科学専攻、物質地球科学専攻、海洋自然科学専攻

博士後期課程

生産エネルギー工学専攻、総合知能工学専攻、海洋環境学専攻

農学研究科

亜熱帯農学専攻

法務研究科

法務専攻

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第9条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、琉球大学、佐賀大学及び鹿児島大学が協力するものとする。

2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学農学部並びに鹿児島大学の農学部及び水産学部の教員とともに、琉球大学の農学部及び熱帯生物圏研究センターの教員が担当するものとする。

第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第10条 第8条の各研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程、博士前期課程		博士課程、博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	比較地域文化専攻			4人	12人		
地域共創研究科	地域共創専攻	35人	70人				
教育学研究科	高度教職実践専攻					20人	40人
医学研究科	医科学専攻	15人	30人				
	医学専攻			30人	120人		
	小計	15人	30人	30人	120人		
保健学研究科	保健学専攻	10人	20人	3人	9人		
理工学研究科	工学専攻	93人	186人				
	数理科学専攻	10人	20人				
	物質地球科学専攻	16人	32人				
	海洋自然科学専攻	26人	52人				
	生産エネルギー工学専攻			4人	12人		
	総合知能工学専攻			3人	9人		
	海洋環境学専攻			5人	15人		
	小計	145人	290人	12人	36人		
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35人	70人				
法務研究科	法務専攻					16人	48人
合計		240人	480人	49人	177人	36人	88人

第4章 標準修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日  
(標準修業年限)

第11条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
  - (2) 博士後期課程 3年
  - (3) 医学研究科の博士課程 4年
  - (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
  - (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、か

つ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(学年、学期及び休業日)

第13条 学年、学期及び休業日については、学則第9条から第11条までの規定を準用する。

## 第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第14条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第15条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項における授業科目の授業及び研究指導は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第1項各号で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

3 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

4 前項における授業科目の授業は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第1項で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第16条 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て15単位を超えない範囲で認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあっては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあっては、31 単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、24 単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれる。

5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数、履修方法等については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第18条 大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第12条に定める在学期間を超えることはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研究科委員会等の議を経て、15 単位を超えない範囲で認めることができる。この場合において、当該単位数は、第17条の規定により修得した単位数と合わせて20 単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあっては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあっては、第17条第3項第1号の規定により修得した単位と合わせて30 単位(同条第3項第1号の規定により30 単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で認めることができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあっては、第17条第3項第2号の規定により修得した単位と合わせて24 単位を超えない範囲で認めることができる。

(授業科目)

第20条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 研究科における授業科目及び単位数については、別に定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第21条 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第26条の規定により準用する学則第22条第3項各号に定める時間をもって一単位とする。

(履修方法)

第22条 研究科における授業科目の履修方法については、別に定める。

(教育方法の特例)

第23条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第24条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(学則の準用)

第26条 大学院の授業の方法、各授業科目の単位の計算基準、単位の授与及び授業科目の履修の認定については、学則第19条、第22条及び第23条の規定を準用する。

第26条の2 大学院における特別の課程の履修証明については、学則第18条の規定を準用する。

2 この場合において、学則第18条中「本学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

## 第6章 入学、転入学、再入学及び転学

(入学)

第27条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科において認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第28条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者
  - (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 医学研究科の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。以下この項において同じ。)を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士(医学、歯学、獣医学又は薬学)の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者



(8) 大学に4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第29条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第30条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期等についてはその都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第31条 合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(博士後期課程への進学)

第32条 大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(転入学)

第33条 学長は、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。)の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第34条 学長は、第38条の規定による退学者で退学後2年以内に再入学を志願する者については、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転学)

第35条 他の大学院に転学しようとする者は、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

第7章 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第 36 条 病気その他やむを得ない理由により 3 か月以上修学することができない者は、休学願いに医師の診断書その他の理由書を添え、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でない認められる者については、研究科委員会等の議を経て期間を定め、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2 年

(2) 博士後期課程 3 年

(3) 医学研究科の博士課程 4 年

(4) 法務研究科の専門職学位課程 3 年

(5) 教育学研究科の専門職学位課程 2 年

5 休学期間は、第 12 条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第 37 条 休学期間が満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第 38 条 大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 39 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを除籍する。

(1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(2) 第 12 条に規定する在学期間を超えた者

(3) 第 36 条第 4 項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(5) 休学期間満了後、所定の手続きをしない者

(6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に該当する者(死亡した者を除く。)が、第 58 条に規定する懲戒の手続の対象となっている場合は、学長は、当該手続が終了するまでの間、除籍を留保することができる。この場合において、当該学生が退学処分を受けたときは、除籍を行わない。

3 前2項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第8章 課程の修了要件及び学位の授与

##### (単位の認定)

第40条 単位修得の認定は、試験又は研究報告による。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

##### (成績の評価)

第41条 成績の評価は、A、B、C、D又はFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格としFを不合格とする。ただし、法務研究科については、別に定める。

2 前項に規定する成績評価の基準は、次のとおりとする。

区分	評語	評点(100点満点中)	評価の内容
合格	A	90点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	B	80点以上 90点未満	到達目標を達成し、優秀な成績を収めている。
	C	70点以上 80点未満	到達目標を達成している。
	D	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成している。
不合格	F	60点未満	到達目標を達成していない。

3 成績評価について必要な事項は、各研究科が別に定める。

##### (成績根拠資料の保存)

第41条の2 科目担当教員は、定期試験に係る試験問題、学生から提出された答案、レポート、出席確認表等（以下「成績根拠資料」という。）を保存しなければならない。

2 成績根拠資料の保存に関し必要な事項は、別に定める。

##### (修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第42条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

##### (博士後期課程の修了要件)

第43条 博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第11条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし

書中「1年」とあるのは、「修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて「3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(医学研究科の博士課程の修了要件)

第44条 医学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(法務研究科の専門職学位課程の修了要件)

第45条 法務研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、94単位以上を修得し、かつ、3年修了時において別に定めるGPAの一定基準を満たすこととする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により大学院法務研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を大学院法務研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により大学院法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院法務研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
- 3 法務研究科は、法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第1項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については1年次配当科目のうち29単位(令和4年10月1日施行後の司法試験法第4条第2項の規定により在学中受験を希望する者については31単位)を超えない範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 5 第3項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第17条及び第19条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第3項及び第17条第3項第1号の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(教育学研究科の専門職学位課程の修了要件)

第46条 教育学研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、48単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により大学院教育学研究科専門職学位課程(以下、本項において「当該専門職学位課程」という。)に入学する前に修得した

単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。)を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 3 教育学研究科は、教育上有益であると認めるときは、当該研究科に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、第1項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。  
(学位の授与)

第47条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第9章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
地域共創研究科	地域共創専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、保健体育、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、保健体育、英語
教育学研究科	高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、工業、英語、情報、農業、商業、水産、福祉、宗教
		特別支援学校教諭専修	

		免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	
		幼稚園教諭 専修免許状	
		養護教諭専 修免許状	
		栄養教諭専 修免許状	
保健学 研究科	保健学 専攻	養護教諭専 修免許状	
理工学 研究科	工学専 攻	高等学校教 諭専修免許 状	情報、工業
	数理科 学専攻	中学校教諭 専修免許状 高等学校教 諭専修免許 状	数学
	物質地 球科学 専攻 海洋自 然科学 専攻	中学校教諭 専修免許状 高等学校教 諭専修免許 状	理科
農学研 究科	亜熱帯 農学専 攻	高等学校教 諭専修免許 状	農業

#### 第 10 章 検定料、入学料、授業料及び学修支援料

(検定料、入学料、授業料及び学修支援料)

第 49 条 検定料、入学料、授業料及び学修支援料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程の定めるところによる。

- 2 検定料、入学料及び授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予については、学則第 47 条から第 49 条まで、第 50 条及び第 51 条の規定を準用する。
- 3 第 55 条に定める法務学修生については、検定料及び入学料は徴収しない。

- 4 法務学修生の学修支援料は、法務研究科を修了後、引き続き法務学修生となった場合、最初の6か月分はこれを徴収しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、琉球大学工学部及び理工学研究科博士前期課程(数理学専攻、物質地球科学専攻及び海洋自然科学専攻を除く。)が実施するグローバルエンジニアプログラムを履修する者が、同課程に入学する場合は、検定料及び入学料を徴収しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、教育学部附属小学校及び中学校の教員が、当該校長の許可を得て教育学研究科に入学する場合又は大学院の社会人特別選抜(現職高等学校教員等)により入学する場合は、授業料を徴収しない。ただし、第11条第1項に定める標準修業年限(第18条第1項により長期にわたる教育課程の履修を認められた場合にあつては同条第2項に規定する計画的な教育課程の修業年限)を超えて在学する場合は、その超えた期間の授業料を徴収する。
- 8 大学院に在学する者のうち、人物及び研究業績(学業成績を含む。)が特に優秀と認められる者等(「学術研究優秀者」という。)の授業料を免除する。
- 9 第1項の規定にかかわらず、外国の大学院等と大学院理工学研究科とのダブルディグリープログラムに関する協定に基づく、外国の大学院等の学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 10 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムにより大学院に入学する私費外国人留学生については、入学料は徴収しない。
- 11 第2項の規定にかかわらず、教育学研究科高度教職実践専攻に在学する者については、別に定める基準により、授業料を免除又は徴収猶予する。

(納付した授業料等)

第50条 納付した検定料、入学料、授業料及び学修支援料は還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務研究科においては、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合には、当該者の申出により、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を還付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。

## 第 11 章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、法務学修生及び外国人学生

### (特別聴講学生)

第 51 条 学長は、大学院において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

### (特別研究学生)

第 52 条 学長は、大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

2 前項により受け入れた学生は、特別研究学生と称する。

### (科目等履修生)

第 53 条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会等の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 学則第 17 条の 3 の規定により大学院の授業科目の履修を認められた者(以下「早期履修生」という。)は、科目等履修生として取り扱う。この場合において、早期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

### (研究生)

第 54 条 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科委員会等の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

### (法務学修生)

第 55 条 学長は、法務研究科の課程を修了した者で、司法試験のため大学院の学修環境下で自主学修を希望する者があるときは、法務研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

### (外国人学生)

第 56 条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生については、定員外とすることができる。

## 第 12 章 賞罰

### (表彰)

第 57 条 学生として、表彰に値する行為があった者は、琉球大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

### (懲戒)

第 58 条 学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は研究科委員会等の議を経て、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。



- 3 前項の停学の期間は、第 12 条に規定する在学期間に算入し、第 11 条に規定する標準修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期(1 か月以下)の場合には、標準修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 5 懲戒の手続きその他必要な事項については、別に定める。

### 第 13 章 雑則

(準用規定)

第 59 条 学生については、この学則及び研究科規程に定めるもののほか、学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

- 2 前項の場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会等」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

この学則は、昭和 52 年 5 月 2 日から施行する。

#### 附 則(昭和 52 年 8 月 30 日)

この学則は、昭和 52 年 8 月 30 日から施行する。

#### 附 則(昭和 53 年 4 月 1 日)

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 55 年 3 月 27 日)

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(昭和 58 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 58 年度における農学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

農学専攻	22 名
農芸化学専攻	19 名
農業工学専攻	5 名
畜産学専攻	19 名
林学専攻	15 名
小計	80 名

附 則(昭和 58 年 7 月 26 日)

この学則は、昭和 58 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 2 月 26 日)

この学則は、昭和 60 年 2 月 26 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 60 年度における工学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

機械工学専攻	4 人
建設工学専攻	6 人
電気・情報工学専攻	5 人
小計	15 人

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日)

- 1 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 61 年度における保健学研究科保健学専攻の総定員は、10 人とする。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、法学研究科法学専攻及び医学研究科各専攻の年度別総定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和 62 年度
法学研究科	法学専攻	10 人

研究科名	専攻名	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成元年度
医学研究科	形態機能系専攻	10 人	20 人	30 人
	生体制御系専攻	13 人	26 人	39 人
	環境生態系専攻	7 人	14 人	21 人

附 則(昭和 63 年 2 月 23 日)

この学則は、昭和 63 年 2 月 23 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 28 日)

- 1 この学則は、平成元年 3 月 28 日から施行する。

- 2 琉球大学大学院学則の一部を改正する学則(昭和 62 年 4 月 1 日制定)附則第 2 項の改正規定は、平成元年 1 月 8 日から適用する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。  
2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 2 年度における教育学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

学校教育専攻	5 人
教科教育専攻	15 人
小計	20 人

附 則(平成 3 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。  
2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 3 年度における工学研究科機械工学専攻の総定員は、12 人とする。

附 則(平成 3 年 5 月 21 日)

この学則は、平成 3 年 5 月 21 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年 8 月 27 日)

この学則は、平成 3 年 8 月 27 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年 3 月 27 日)

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 10 月 19 日)

この学則は、平成 5 年 10 月 19 日から施行する。

附 則(平成 5 年 11 月 30 日)

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 22 日)

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 2 の改正規定は、平成 6 年 6 月 24 日から施行する。  
2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 6 年度における教育学研究科教科教育専攻の収容定員は、39 人とする。

附 則(平成 6 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 6 年 9 月 27 日から施行し、平成 6 年 8 月 10 日から適用する。

附 則(平成7年3月28日)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻は改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学する者が法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻及び地域文化専攻、農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻の平成7年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

人文社会科学研究科	応用法学・社会科学専攻	17人
	地域文化専攻	17人
	小計	34人
農学研究科	生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人
	生物資源科学専攻	12人
	小計	40人

附 則(平成8年3月26日)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成8年度における教育学研究科教科教育専攻及び理学研究科各専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	54人
	小計	54人
理学研究科	数学専攻	14人
	物理学専攻	14人
	化学専攻	12人
	生物学専攻	12人
	海洋学専攻	15人
	小計	67人

附 則(平成9年3月25日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 平成9年3月31日に工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に工学研究科の当該専攻に在学する者が工学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、工学研究科の各専攻の平成9年度から平成10年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成9年度		平成10年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
工学研究科	機械システム工学専攻	22人			
	環境建設工学専攻	18人			
	電気電子工学専攻	18人			
	情報工学専攻	12人			
	生産エネルギー工学専攻		4人		8人
	総合知能工学専攻		3人		6人
	小計	70人	7人		14人

附 則(平成10年3月31日)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、海洋学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻及び海洋学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に理学研究科の当該専攻に在学する者が理学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科の各専攻の平成10年度から平成11年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成10年度		平成11年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
理工学研究科	数理科学専攻	12人			
	物質地球科学専攻	20人			
	海洋自然科学専攻	26人			
	生産エネルギー工学専攻		8人		
	総合知能工学専攻		6人		

	海洋環境学専攻		5人		10人
	小計	198人	19人		31人

附 則(平成12年7月25日)

この学則は、平成12年7月25日から施行する。

附 則(平成13年3月30日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に人文社会科学研究科の当該専攻に在学する者が人文社会科学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の各専攻の平成13年度における収容定員は、次の表のとおりとする

研究科名	専攻名	平成13年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	21人
	人間科学専攻	17人
	国際言語文化専攻	13人
	小計	51人

附 則(平成13年9月18日)

この学則は、平成13年9月18日から施行する。

附 則(平成14年12月17日)

この学則は、平成14年12月17日から施行する。

附 則(平成15年3月28日)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、医学研究科の各専攻の平成15年度から平成17年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度	平成16年度	平成17年度

医学研究科	医科学専攻	25人	50人	75人
	感染制御医科学専攻	13人	26人	39人
	小計	38人	76人	114人

附 則(平成 15 年 4 月 21 日)

この学則は、平成 15 年 4 月 21 日から施行し、平成 15 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日)

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 24 日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 30 条の規定にかかわらず、平成 17 年度以前入学者(再入学については、当初の入学年度が平成 17 年度以前入学者)の成績の評価は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 16 日)

この学則は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、人文社会学研究科の比較地域文化専攻の平成 18 年度から平成 19 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 18 年度		平成 19 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
人文社会学研究科	比較地域文化専攻		4人		8人

附 則(平成 19 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、保健学研究科の保健学専攻の平成 19 年度から平成 20 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 19 年度		平成 20 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
保健学研究科	保健学専攻		3人		6人

附 則(平成 19 年 4 月 24 日)

この学則は、平成 19 年 4 月 24 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日)

この学則は、平成 19 年 9 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 11 月 20 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 6 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 18 日)

この学則は、平成 20 年 2 月 18 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 24 日)

この学則は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 25 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、観光科学研究科の観光科学専攻の平成 21 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 21 年度
観光科学研究科	観光科学専攻	6 人

附 則(平成 21 年 3 月 24 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 28 日)

この学則は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。



- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程の情報工学専攻の平成22年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度
理工学研究科 (博士前期課程)	情報工学専攻	30人

- 3 改正後の第5条の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻の平成22年度及び平成23年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度	平成23年度
法務研究科	法務専攻	82人	74人

附 則(平成22年9月27日)

この学則は、平成22年9月27日から施行する。

附 則(平成23年1月25日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月22日)

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日に農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻は改正後の第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に農学研究科の当該専攻に在学する者が農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程の各専攻の平成23年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成23年度
理工学研究科 (博士前期課程)	機械システム工学専攻	49人
	環境建設工学専攻	42人
	電気電子工学専攻	42人
	情報工学専攻	36人
	数理科学専攻	22人
	物質地球科学専攻	36人
	海洋自然科学専攻	52人
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35人
	(従前の専攻)	
	生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人

	生物資源科学専攻	12人
--	----------	-----

附 則(平成 23 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 23 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 32 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に人文社会科学  
研究科の国際言語文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 24 日)

この学則は、平成 24 年 7 月 24 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 2 月 19 日)

この学則は、平成 25 年 2 月 19 日から施行し、平成 24 年度入学者から適用する。

附 則(平成 25 年 6 月 25 日)

この学則は、平成 25 年 6 月 25 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科博士課程に在学していた者については、なお従前の  
例による。
- 3 医学研究科の医科学専攻、感染制御医科学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわら  
ず、平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻  
に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、医学研究科博士課程の各専攻の平成 26 年度から  
平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医学研究科	医学専攻	30 人	60 人	90 人
	(従前の専攻)			
	医科学専攻	75 人	50 人	25 人
	感染制御医科学専攻	39 人	26 人	13 人
	小計	144 人	136 人	128 人

附 則(平成 27 年 10 月 21 日)

この学則は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 28 年度
教育学研究科	学校教育専攻	8 人
	教科教育専攻	36 人
	高度教職実践専攻	14 人
	小計	58 人

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 24 条第 2 項の規定については、平成 29 年 12 月 20 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 26 日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科特別支援教育専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に教育学研究科の特別支援教育専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する教育学研究科特別支援教育専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 教育学研究科の特別支援教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 31 年度における収容定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成 31 年度
教育学研究科	特別支援教育専攻	3 人
	教科教育専攻	21 人
	高度教職実践専攻	34 人

附 則(令和 2 年 2 月 19 日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科修士課程は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する教育学研究科修士課程に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第 10 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻の令和 2 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 2 年度
教育学研究科	学校教育専攻	3 人
	教科教育専攻	9 人

附 則(令和 3 年 3 月 17 日)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 17 条第 3 項第 1 号及び第 45 条の規定については、平成 31 年度入学生から適用する。
- 2 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に同専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻の令和 3 年度における収容定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和3年度
理工学研究科	機械システム工学専攻	27人
	環境建設工学専攻	24人
	電気電子工学専攻	24人
	情報工学専攻	18人

- 5 改正後の第17条第3項第1号及び第45条の規定にかかわらず、平成30年度以前に法務研究科に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年9月29日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行するために必要な手続その他の行為は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻及び観光科学研究科の観光科学専攻は、改正後の第8条の規定にかかわらず、令和4年3月31日に同専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻、観光科学研究科の観光科学専攻及び地域共創研究科の地域共創専攻の令和4年度における収容定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和4年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	17人
	人間科学専攻	16人
	国際言語文化専攻	12人
観光科学研究科	観光科学専攻	6人
地域共創研究科	地域共創専攻	35人

附 則(令和4年3月2日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 附則(令和3年9月29日)第3項の規定により存続する人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻及び国際言語文化専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月30日)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月28日)

この学則は、令和5年7月28日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

## 琉球大学学位規則

〔 昭和 6 2 年 4 月 1 日  
制 定 〕

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、学位規則（昭和 2 8 年文部省令第 9 号）第 1 3 条第 1 項、琉球大学学則第 4 4 条第 2 項及び琉球大学大学院学則第 4 7 条第 4 項の規定に基づき、琉球大学（以下「本学」という。）が行う学位授与の論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

**第 2 条** 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

**第 3 条** 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程（保健学研究科及び理工学研究科においては、博士前期課程をいう。以下「修士課程」という。）を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

**第 4 条** 博士の学位の授与は、本学大学院博士課程を修了した者に対し行う。

(専門職学位の授与の要件)

**第 4 条の 2** 専門職学位の授与は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に対し行う。

(論文提出による博士)

**第 5 条** 第 4 条に定めるもののほか、博士の学位の授与は、本学大学院の行う博士の学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

**第 6 条** 修士の学位論文（大学院学則第 4 2 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）及び博士の学位論文は、研究科長に提出する。

2 本学大学院の課程を経る者の博士の学位論文は、学位審査願、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て学長に提出する。

(学位授与の申請)

**第 7 条** 第 5 条の規定による学位授与の申請をしようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに所定の審査料を添え、研究科長を経て学長に申請する。

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が学位論文を提出するときは、前項の規定による。ただし、退学後 1 年以内に論文を提出したときは、審査料を免除する。

**第 8 条** 提出する学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

**第 9 条** 研究科委員会（医学研究科にあつては教授会をもって充てる。以下「研究科委員会等」という。）は、審査のため必要があるときは、論文の訳本、模型及び標本等の提出を求めることができる。

**第 1 0 条** 受理した学位論文は、返付しない。

(審査の付託)

**第 1 1 条** 研究科長並びに学長は、第 6 条及び第 7 条の規定による学位論文を受理したときは、研究科委員会等に審査を付託しなければならない。

(学位論文の審査)

**第 1 2 条** 研究科委員会等は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、その審査を委嘱しなければならない。

- 2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。
- 3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。
- 4 各研究科は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査委員として協力を求めることができる。

(最終試験)

**第13条** 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭又は筆答によって行う。

(学力の確認)

**第14条** 第5条の規定による学力の確認は、専攻の学術に関し、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学識及び研究能力について、口頭又は筆答によって行う。この場合外国語は、研究科委員会等が特別の理由があると認めた場合を除いて、2種類を課する。

- 2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後3年以内に学位論文を提出したときは、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査の期間)

**第15条** 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、修士にあつては、その在学期間中に、博士にあつては、学位論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

(研究科委員会等への報告)

**第16条** 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

**第17条** 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

- 2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

**第18条** 学部長は、教授会が学上の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

- 2 研究科長は、研究科委員会等が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の研究科長は、当該研究科委員会が専門職学位の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

**第19条** 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

- 2 学長は、前項によって学位を授与したときは、当該学部長又は研究科長に通知する。

(博士の学位授与の報告)

**第20条** 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条の規定により、文部科学大臣に報告する。

(博士の学位論文要旨の公表)

**第21条** 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を本学の学術リポジトリの利用により公表する。

(博士の学位論文の公表)

**第22条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の学術リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

**第22条の2** 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は、次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学 部	学 科	名 称
人 文 社 会 学 部	国 際 法 政 学 科	法学, 政策科学・国際関係論
	人 間 社 会 学 科	人 文 社 会
	琉 球 ア ジ ア 文 化 学 科	人 文 社 会
国 際 地 域 創 造 学 部	国 際 地 域 創 造 学 科	観光学, 経営学, 経済学, 人文学
教 育 学 部		教 育 学
理 学 部		理 学
医 学 部	医 学 科	医 学
	保 健 学 科	保 健 学



工 学 部		工 学
農 学 部	亜熱帯地域農学科 亜熱帯農林環境科学科 地域農業工学科 亜熱帯生物資源科学科	農 学

(修士又は博士の専攻分野の名称)

研 究 科	名 称	
	修 士	博 士
人文社会科学 研究科		学術
地域共創研究 科	公共社会，経済経営，言語 表象，文化・環境，臨床心 理	
医学研究科	医 科 学	医学
保健学研究科	保 健 学	保健学
理工学研究科	理学，工学	理学，工学，学術
農学研究科	農 学	

(専門職学位課程において授与する学位)

**第22条の3** 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2の規定に基づき，専門職学位課程において授与する学位は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 法務研究科の専門職学位課程において授与する学位は，法務博士(専門職)とする。
- (2) 教育学研究科の専門職学位課程において授与する学位は，教職修士(専門職)とする。

(学位の名称)

**第23条** 本学において学位を授与された者が，学位の名称を用いるときは「琉球大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

**第24条** 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士、博士及び専門職学位にあつては研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は研究科委員会等において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規程の規定、修士、博士及び専門職学位にあつては、第17条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

**第25条** 学位記の様式は、学士にあつては、別表第1、修士にあつては別表第2、博士にあつては別表第3又は第4、専門職学位にあつては別表第5又は第6のとおりとする。

(雑則)

**第26条** この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部長又は研究科長が学長の承認を経て定めることができる。

(改廃)

**第27条** この規則の改廃は、教育研究評議会の審議及び役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年8月27日)

この規則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成5年9月28日)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、従前の規定による法文学部の文学科、史学科及び社会学科の学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月28日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に大学院法学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月25日)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に大学院理学研究科修士課程に在学していた者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月30日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成13年1月6日から適用する。
- 2 平成13年3月31日に大学院人文社会科学研究科に在学していた者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月15日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月27日）  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 附 則（平成20年3月25日）
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
（法文学部総合社会システム学科の経過措置）
  - 2 平成19年3月31日に総合社会システム学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
（法文学部産業経営学科の経過措置）
  - 3 平成20年3月31日に法文学部産業経営学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
なお、平成20年4月1日から観光産業科学部産業経営学科に在学するものについては、改正後の第22条の2第2項の規定に基づき学位を授与するものとする。

附 則（平成21年1月27日）  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則（平成25年9月25日）
- 1 この規則は、平成25年9月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
  - 2 改正後の第21条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
  - 3 改正後の第22条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月23日）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 附 則（平成30年2月28日）
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
  - 2 法文学部及び観光産業科学部に在学する者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（令和4年3月23日）
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
  - 2 令和2年3月31日に大学院教育学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第22条の2第2項及び第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - 3 令和4年3月31日に大学院人文社会科学研究科博士前期課程及び大学院観光学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第22条の2及び第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**別表第 1**

(大学を卒業した場合) 省略

**別表第 2**

(大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

(A 4 判)

□は研究科名の頭文字を記入する。ただし、観光学、教育学、保健及び理工学  
研究科にあつては、観光、教育、保健及び理工とする。

		□修第	号
	学 位 記		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;">大 学 印</div>		氏 名	
		年 月 日生	
	本学大学院〇〇研究科 〇〇専攻の修士課程（博士前期課程） において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので修士（〇〇）の学位を授与する		
		年 月 日	
	琉 球 大 学 長		
		氏 名 印	

**別表第3**

(大学院の博士課程を修了した場合)

(A 4判)

□は研究科名の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

□研第	号
学 位 記	
大 学 印	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院○○研究科 ○○専攻の博士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので博士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
琉 球 大 学 長	
氏	名 印

**別表第4**

(論文提出による場合) 省略

**別表第5**

(法務研究科(専門職学位課程)を修了した場合) 省略

**別表第6**

(教育学研究科高度教職実践専攻(専門職学位課程)を修了した場合) 省略

## ○琉球大学大学院人文社会科学研究科規程

(平成7年4月1日制定)

**改正** 平成13年4月1日 平成18年4月1日  
平成19年4月1日 平成23年3月16日  
平成24年2月15日 平成28年4月27日  
平成29年1月25日 平成30年3月7日  
平成31年1月23日 令和2年1月22日  
令和4年2月1日 令和5年1月25日  
令和5年4月26日 令和6年3月6日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第29条第4項の規定に基づき、琉球大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、琉球大学大学院人文社会科学研究科(以下「本研究科」という。)の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 博士前期課程は、より高度の学術的・総合的な人文社会科学を教育・研究し、変動する現代社会の問題及び課題に柔軟に対応できる高度な分析能力と実践的判断力を持つ専門職業人を育成することを目的とする。

2 博士後期課程は、沖縄の持つ地理的・歴史的・文化的諸条件を生かした創造的な学術研究と教育を目指し、グローバルな視点から現代社会や地域の課題に柔軟に対応できる先端的な学識と技能を持つ高度専門職業人と研究者の養成を目的とする。

(教育研究領域)

第3条 次の専攻に、次の教育研究領域を置く。

博士前期課程

総合社会システム専攻 実務法学、経済システム、経営管理、政策科学

人間科学専攻 人間行動、人間社会、歴史学・人類学、島嶼研究、臨床心理学

国際言語文化専攻 琉球アジア文化、欧米文化、言語コミュニケーション

博士後期課程

比較地域文化専攻

(指導教員)

第4条 学生の研究及び論文の指導(以下「研究指導」という。)のため、学生ごとに複数の指導教員(主指導教員及び副指導教員)を置く。

2 指導教員は、研究指導教員資格を有する専任の教授又は准教授をもって充てる。

3 指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。

- 4 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て変更を認めることができる
- 5 主指導教員は学生の履修指導、研究指導及び生活指導を担当し、副指導教員は主指導教員と協力し、学生の履修指導及び研究指導を行う。

(他の大学院の授業科目の履修)

第5条 指導教員が必要と認めたときは、大学院学則第17条の定めるところにより、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 指導教員が必要と認めたときは、他の研究科の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。

3 第1項及び第2項の定めるところにより履修した授業科目は、研究科委員会の議を経て、博士前期課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては8単位を超えない範囲で第10条第1項又は第2項に定める選択科目又は自由科目の単位に含めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条 学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定による計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第12条に定める在学期間を超えることはできない。

3 長期履修の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 教育上有益と認めるときは、大学院学則第19条の定めるところにより、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(授業科目等)

第8条 本研究科における授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

(教育方法)

第9条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 本研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第10条 博士前期課程の学生(臨床心理学教育研究領域を除く。)は、学位論文を選択する者にあつては、必修科目8単位、選択科目14単位以上、自由科目8単位以上合計30

単位以上を、特定課題研究を選択する者にあつては、必修科目 8 単位、選択科目 18 単位以上、自由科目 10 単位以上合計 36 単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の学生が履修方法を変更しようとする場合は、9 月修了予定者にあつては前年の 8 月末日までに、3 月修了予定者にあつては前年の 2 月末日までに、指導教員の許可を得て研究科長に申請しなければならない。ただし、次の教育研究領域では学位論文による履修方法のみとする。

政策科学、人間社会、歴史学・人類学、島嶼研究、琉球アジア文化、欧米文化、言語コミュニケーション

- 3 臨床心理学教育研究領域の学生は、学位論文による履修方法のみとし、必修科目 28 単位、選択科目 10 単位以上、自由科目 2 単位以上合計 40 単位以上を修得しなければならない。

- 4 博士後期課程の学生は、必修科目 16 単位、選択科目 8 単位以上合計 24 単位以上を修得しなければならない。

(履修手続)

第 11 条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の初めに、当該授業科目を担当する教員の承認を得て、研究科長に届け出なければならない。

(研究課題)

第 12 条 学生は、入学後所定の期日までに、指導教員の承認を得て研究課題を定め、研究科長に届け出なければならない。

(成績評価基準等の明示)

第 13 条 授業科目等の計画、方法、内容、成績評価基準等は、学生に対し、あらかじめ明示する。

(他の大学院等における研究指導)

第 14 条 学生は、研究科委員会の承認を得て、大学院学則第 25 条の定めるところにより、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

(単位の認定)

第 15 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

- 2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

- 3 追試験の時期は、研究科委員会が別に定める。

(成績の評価)

第 16 条 成績の評価は定期試験の成績、授業での発言、課題への取り組み等を考慮して行う。ただし、平常の学修活動の評価をもって定期試験に代えることができる。

- 2 試験又は研究報告の成績評価は、A、B、C、D 及び F の 5 種の評語をもって表し、A、B、C 及び D を合格とし、F を不合格とする。なお、成績評価の基準は、次の表に掲げるとおりとする。



- 3 前項に規定する成績評価の基準は、琉球大学大学院学則第 41 条に定めるとおりとする。
- 4 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、琉球大学大学院人文社会科学部における学位に関する細則（以下「学位に関する細則」という。）に定める基準により、合格又は不合格で判定する。

（学位論文又は特定課題研究及び最終試験）

第 17 条 博士前期課程の学生で、学位論文又は特定課題研究を提出し最終試験を受けることができる者は、博士前期課程に 2 年以上在学し、第 10 条第 1 項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

- 2 博士後期課程の学生で、学位論文を提出し最終試験を受けることができる者は、博士後期課程に 3 年以上在学し、第 10 条第 2 項に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。
- 3 学生は、所定の期日までに、指導教員の承認を得て学位論文又は特定課題研究を研究科長に提出しなければならない。
- 4 学位論文又は特定課題研究の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項は、学位に関する細則に定める。

（課程の修了要件）

第 18 条 博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に 2 年以上在学し、第 10 条第 1 項（臨床心理学教育研究領域においては同条第 3 項）に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定課題研究の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に 3 年以上在学し、第 10 条第 4 項に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者又は他の研究科（他の大学院を含む。）の修士課程（博士前期課程を含む。以下同じ。）を同様に修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1 年」とあるのは、「前項ただし書に規定する在学期間又は他の研究科の修士課程を同様に修了した場合の在学期間と博士後期課程における在学期間を含めて 3 年」と読み替えて、前項ただし書の規定を適用する。

（学位の授与）

第 19 条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、学位に関する細則に定める。

（特別聴講学生）

第20条 本研究科において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。  
(科目等履修生)

第21条 本研究科(博士後期課程)の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士前期(修士)課程を修了した者
  - (2) 前号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者
- (研究生)

第22条 本研究科(博士後期課程)の研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有する者
  - (2) 外国において博士の課程に在学する者又は博士の学位に相当する学位を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者
- (雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則(平成13年4月1日)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に人文社会科学研究科に在学していた者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月16日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月15日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 27 日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 25 日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 7 日)

この規程は、平成 30 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 23 日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成 31 年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則(令和 2 年 1 月 22 日)

この規程は、令和 2 年 1 月 22 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 1 日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科博士前期課程に在学する者については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 1 月 25 日)

この規程は、令和 5 年 1 月 25 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 26 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 3 月 6 日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

# 別表

専攻	科目番号	授業科目	授業を行う年次	必修、選択の別及び単位数		備考
				必修	選択	
比較地域文化専攻	CAS21010	比較地域文化総合演習Ⅰ	1	2		履修方法及び修了要件  本博士課程に3年以上在学し、  必修科目 16単位 選択科目 8単位以上  合計24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、学位論文の審査および最終試験に合格すること。
	CAS21020	比較地域文化総合演習Ⅱ	1	2		
	CAS22010	比較地域文化総合演習Ⅲ	2	2		
	CAS22020	比較地域文化総合演習Ⅳ	2	2		
	CAS21030	比較地域文化特別研究Ⅰ	1	2		
	CAS21040	比較地域文化特別研究Ⅱ	2	2		
	CAS22030	比較地域文化特別研究Ⅲ	2	2		
	CAS22040	比較地域文化特別研究Ⅳ	3	2		
	CAS23060	アジア社会学特論	1・2		2	
	CAS23070	アジア社会学演習	1・2		2	
	CAS23080	ことばと相互行為特論	1・2		2	
	CAS23090	ことばと相互行為演習	1・2		2	
	CAS23100	アメリカマイノリティ文学特論	1・2		2	
	CAS23110	アメリカマイノリティ文学演習	1・2		2	
	CAS23120	アジア文化人類学特論	1・2		2	
	CAS23130	アジア文化人類学演習	1・2		2	
	CAS23140	アジア物質交流史論特論	1・2		2	
	CAS23150	アジア物質交流史論演習	1・2		2	
	CAS23160	アジア国際関係史特論	1・2		2	
	CAS23170	アジア国際関係史演習	1・2		2	
	CAS23180	沖縄近現代文学特論	1・2		2	
	CAS23190	沖縄近現代文学演習	1・2		2	
	CAS23200	環境思想特論	1・2		2	
	CAS23210	環境思想演習	1・2		2	
	CAS23220	島嶼環境経済特論	1・2		2	
	CAS23230	島嶼環境経済演習	1・2		2	
	CAS23240	島嶼空間システム特論	1・2		2	
	CAS23250	島嶼空間システム演習	1・2		2	
	CAS23260	島嶼観光経済特論	1・2		2	
	CAS23270	島嶼観光経済演習	1・2		2	
	CAS23280	政治学特論	1・2		2	
	CAS23290	政治学演習	1・2		2	
	CAS23300	近現代沖縄史学特論	1・2		2	
	CAS23310	近現代沖縄史学演習	1・2		2	
	CAS23320	特定言語研究特論	1・2		2	
	CAS23330	特定言語研究演習	1・2		2	
	CAS23340	批判的談話研究実践特論	1・2		2	
	CAS23350	批判的談話研究実践演習	1・2		2	
	CAS23360	アメリカ太平洋史特論	1・2		2	
CAS23370	アメリカ太平洋史演習	1・2		2		
CAS23380	琉球近世史学特論	1・2		2		
CAS23390	琉球近世史学演習	1・2		2		
CAS23400	朝鮮近現代文学特論	1・2		2		
CAS23410	朝鮮近現代文学演習	1・2		2		
CAS23900	比較地域文化特論Ⅰ	1・2		2		
CAS23910	比較地域文化特論Ⅱ	1・2		2		
CAS23920	比較地域文化特論Ⅲ	1・2		2		
CAS23930	比較地域文化特論Ⅳ	1・2		2		

## 琉球大学大学院人文社会科学研究所における学位に関する細則

平成23年3月23日  
制 定

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この細則は、琉球大学学位規則第26条の規定に基づき、琉球大学大学院人文社会科学研究所（以下「研究所」という。）における学位申請、学位論文審査、最終試験及び学位授与に関し、必要な事項を定める。

### 第2章 博士前期課程

(学位申請の資格要件)

**第2条** 博士前期課程に在籍する学生で修士の学位（以下「学位」という。）を申請できる者は、琉球大学大学院人文社会科学研究所規程（以下「研究所規程」という。）第18条第1項に定める課程修了の要件を満たす見込みの者とする。

(学位論文の提出)

**第3条** 前条の規定に基づき、学位を申請しようとする者は、主指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を1月16日（9月修了予定者については、7月25日）までに研究所長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願（様式第1号） 1部

(2) 学位論文（正本1部及び副本2部、学位論文作成要領（別表参照））

(3) 学位論文要旨（様式第2号） 3部

2 特定課題研究を選択し学位を申請しようとする者にあつては、学位論文を特定課題研究に読み替えて前項の規定及び第4条から第8条までの規定を準用する。

(審査の付託)

**第4条** 研究所長は、受理した学位論文の審査を研究所委員会に付託する。

2 研究所委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、各学位論文ごとに修士論文審査委員会を設置し、その審査を委嘱する。

(修士論文審査委員会)

**第5条** 修士論文審査委員会（以下「修士審査会」という。）は、主査及び副査となる3人以上の研究所担当教員で構成する。

2 主査は、互選とし当該学位論文の審査を総括する。

3 第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、研究所又は他研究所等の教員等に修士審査会の委員として協力を求めることができる。

(学位論文等の評価基準)

**第6条** 学位論文等の評価は、問題意識の明確性、論証過程の説得性、研究成果の独創性、表現・引用の適切性等を総合して行う。

(最終試験)

**第7条** 最終試験は、学位論文の審査終了後、修士審査会が当該論文の内容を中心としてこれに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

2 副査のうち一人が最終試験を総括する。

(審査結果の報告)

**第8条** 修士審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を、それぞれ様式第10号、様式第11号により研究所委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

- 第9条** 研究科委員会は、修士審査会の報告に基づき審議の上、学位授与の可否を議決する。
- 2 研究科長は、前項の結果を踏まえ、学位授与の可否を関連書類を添えて学長に報告しなければならない。

### 第3章 博士後期課程

(学位申請の資格要件)

- 第10条** 博士後期課程に在籍する学生で博士の学位(以下「学位」という。)を申請できる者は、研究科規程第14条第2項に定める課程修了の要件を満たす見込みの者とする。

(予備審査)

- 第11条** 前条の規定に基づき、学位を申請しようとする者は予備審査を受けなければならない。
- 2 予備審査を受けようとする者は、主指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。
- (1) 学位予備審査申請書(様式第3号) 1部
  - (2) 学位論文要旨(様式第4号) 5部
  - (3) 発表論文(印刷物)1編以上又は予備論文(1万字程度)(正本1部及び副本4部)
  - (4) 研究調書(様式第5号) 5部

(予備審査の申請時期)

- 第12条** 予備審査の申請時期は10月及び4月とし、申請期日については研究科においてその都度定めるものとする。

(予備審査の付託)

- 第13条** 研究科長は、予備審査の申請があったときは、研究科委員会の議を経て博士論文予備審査委員会を設置し、審査を付託する。

(博士論文予備審査委員会)

- 第14条** 博士論文予備審査委員会(以下「予備審査会」という。)は、主査及び副査となる3人以上の研究指導教員で構成する。
- 2 主査は、互選とし当該学位論文の審査を総括する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、研究科又は他研究科等の教員等に予備審査会の委員として協力を求めることができる。
- 4 予備審査会は、審査を速やかに終了し審査結果を、様式第12号により研究科委員会に報告しなければならない。
- 5 研究科委員会は予備審査会の報告について審査し、研究科長は審査結果を申請者に通知する。
- 6 予備審査において博士の学位の申請の資格が認められた者は、資格を認められてから1年以内に学位を申請することができる。但し、やむを得ない事情があると認められた場合は、予備審査の有効期間を延長することができる。延長期間は原則として1年とする。
- 7 予備審査の結果不可と判定された者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(学位論文等の提出)

- 第15条** 予備審査の結果、申請資格が認められ、学位を申請しようとする者は、次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。
- (1) 学位論文審査願(様式第6号)1部及び電子データ(CD-R等)
  - (2) 学位論文・正本1部、副本5部及び電子データ(CD-R等)
  - (3) 学位論文要旨(様式第7号)5部及び電子データ(CD-R等)
  - (4) 論文目録(様式第8号)5部及び電子データ(CD-R等)
  - (5) 履歴書(様式第9号)5部及び電子データ(CD-R等)
  - (6) 既発表の共著論文を学位論文の一部として使用した場合、承諾書(様式第21号)1部
  - (7) 既発表の共著論文を学位論文の一部として使用し、インターネット公表する場合、承諾書(様式第22号)1部

- (8) 琉球大学学術リポジトリ登録者申請書（様式第15号）1部及び電子データ（CD-R等）
  - (9) 学位論文全文をやむを得ない事由により、インターネット公表できない場合、理由書（様式第17号）1部
  - (10) 博士論文審査委員会が必要と認めた場合、学術リポジトリ登録申請書（学位論文の要約の提出・様式第18号）1部及び電子データ（CD-R等）
  - (11) 当該博士論文審査委員会が必要と認めた場合、学位論文要約（様式第19号）1部及び電子データ（CD-R等）
- 2 研究科長は、学位の申請を受理したときは、関係書類を添えて学長に報告しなければならない。

（学位の申請時期）

**第16条** 学位の申請時期は10月及び4月とし、申請期日については、研究科においてその都度定めるものとする。

（審査の付託）

**第17条** 研究科長は、学位の審査ごとに、研究科委員会に審査を付託する。

- 2 研究科委員会は、博士論文審査委員会を設置し、審査を委嘱する。

（博士論文審査委員会）

**第18条** 博士論文審査委員会（以下「博士審査会」という。）は、主査及び副査となる3人以上の研究指導教員で構成する。

- 2 主査は、互選とし当該学位論文の審査を総括する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、研究科又は他研究科等の教員等に博士審査会の委員として協力を求めることができる。
- 4 博士審査会は、学位論文等の書類審査及び最終試験を、研究科長が学位の申請を受理した日から半年以内に終了しなければならない。

（学位論文等の評価基準）

**第19条** 学位論文等の評価は、問題意識の明確性、論証過程の説得性、研究成果の独創性、表現・引用の適切性等を総合して行う。

（最終試験）

**第20条** 最終試験は、学位論文の審査を終了した後、当該論文の内容を中心としてこれに関連のある科目について、博士審査会が口頭又は筆答により行う。

- 2 副査のうち一人が最終試験を総括する。

（審査結果の報告）

**第21条** 博士審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を、それぞれ様式第13号、様式第14号により研究科委員会に報告しなければならない。

（研究科委員会の議決）

**第22条** 研究科委員会は、博士審査会の報告に基づき審議の上、学位授与の可否を議決する。

- 2 研究科長は、前項の結果を踏まえ、学位授与の可否に関連書類を添えて学長に報告しなければならない。

（学術リポジトリ登録者一括申請）

**第23条** 研究科長は、学位授与後、すみやかに学位論文等と併せて学術リポジトリ登録者申請一覧（一括申請用・様式第16号）を附属図書館に提出するものとする。

（やむを得ない事由が消滅した場合）

**第24条** 第15条第1項第10号により申請した者は、学位取得後、やむを得ない事由が消滅した場合は、すみやかに学術リポジトリ登録申請書（学位論文全文の提出・様式第20号）1部及び電子データ（CD-R等）を研究科長に提出するものとする。

#### **第4章 雑則**

(退学者の扱い)

**第25条** 研究科を退学した者は、琉球大学大学院学則第34条の規定により再入学し、所定の課程を修了しなければ、課程修了による学位を授与しない。

(学位記の日付)

**第26条** 課程修了による学位記の日付は、学長が学位授与を決定した日とする。

(その他の定め)

**第27条** この細則に定めるもののほか、研究科における学位授与に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 琉球大学大学院人文社会科学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱い要項（平成7年4月11日制定）及び琉球大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程における博士の学位授与に関する細則（平成18年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成26年3月31日）

この細則は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月25日）

この細則は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月1日）

この細則は、令和4年3月1日から施行する。



様式第1号

主指導教員 認 印	
--------------	--

## 学 位 論 文 審 査 願

令和 年 月 日

琉球大学大学院  
人文社会科学研究科長 殿

人文社会科学研究科  
専攻名  
教育研究領域名  
学籍番号  
氏 名 印

このたび、琉球大学大学院人文社会科学研究科における学位に関する細則第3条の規定に基づき、下記のとおり学位（修士）論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

学位論文題目

--

様式第2号

学 位 論 文 要 旨

学位論文題目

琉球大学大学院

人文社会科学研究科

専攻名

教育研究領域名

学籍番号

氏 名



様式第3号

主指導教員 認 印	
--------------	--

## 学 位 予 備 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

琉球大学大学院  
人文社会科学研究科長 殿

人文社会科学研究科 比較地域文化専攻  
学籍番号  
氏 名

このたび、琉球大学大学院人文社会科学研究科における学位に関する細則第11条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて博士（学術）の学位の予備審査を申請します。

記

学位論文題目

--

様式第 4 号

学 位 論 文 要 旨

学位論文題目

琉球大学大学院

人文社会科学研究科

比較地域文化専攻

学籍番号

氏 名



## 研究調書

令和 年 月 日現在

人文社会科学研究科 比較地域文化専攻

学籍番号

氏 名

(記入例)

### I 著書

- (1) 単著
- (2) 共著

### II 学術論文

- 1 学位(修士、博士)論文
- 2 印刷発表
  - (1) 単著
  - (2) 共著
- 3 口頭発表
  - (1) 単著
  - (2) 共著
- 4 翻訳
  - (1) 単著
  - (2) 共著
- 5 その他(研究ノート等)

### III 調査報告

- 1 印刷発表
  - (1) 単著
  - (2) 共著
- 2 口頭発表
  - (1) 単著
  - (2) 共著

### IV その他の研究業績

様式第6号

主指導教員 認 印	
--------------	--

## 学 位 論 文 審 査 願

令和 年 月 日

琉球大学大学院  
人文社会科学研究科長 殿

人文社会科学研究科 比較地域文化専攻  
学籍番号  
氏 名

このたび、琉球大学大学院人文社会科学研究科における学位に関する細則第15条第1項の規定に基づき、下記の通り学位（博士）論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

学位論文題目

--



様式第7号

学 位 論 文 要 旨

学位論文題目

琉球大学大学院

人文社会科学研究科

---

比較地域文化専攻

---

学籍番号

---

氏 名

---

学位論文要旨（横書き楷書、ワープロ可、字数800字程度）

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

様式第8号

## 論文目録

人文社会科学研究科 比較地域文化専攻

学籍番号

---

氏名

---

学位論文題目

参考論文

様式第9号

履 歴 書  
(令和 年 月 日現在)

ふりがな 氏 名	印	本籍	男・女
生年月日	年 月 日生 (満 才)		
研究科	主指導 教員		
現住所	〒 電話 携帯		
連絡先 (上記以外)	〒 電話		

年号	年	月	学 歴 ・ 職 歴

(注) 黒又は青インク、楷書、算用数字を使用、学歴は小学校入学から記入。

様式第10号

琉球大学大学院  
人文社会科学研究科委員会 殿

修士論文審査委員会

主査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

### 学位（修士）論文審査の結果報告書

このたび、修士論文審査委員会として、学位論文の審査を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学生番号	学生氏名		
人文社会科学研究科	専攻	主指導教員	副指導教員
成績評価	学位論文	合格	不合格
論文題目			
審査要旨			

様式第11号

琉球大学大学院  
人文社会科学研究科委員会 殿

修士論文審査委員会

主査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

### 最終試験の結果報告書

このたび、修士論文審査委員会として、最終試験を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学籍番号		学生氏名	
人文社会科学研究科		専攻	主指導教員 副指導教員
成績評価	最終試験	合格	不合格
結果 要 旨			

様式第12号

琉球大学大学院  
人文社会科学研究科委員会 殿

博士論文予備審査委員会

主査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

### 学位（博士）論文予備審査の結果報告書

このたび、予備審査委員会として、学位論文の予備審査を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学籍番号		学生氏名	
人文社会科学研究科 比較地域文化専攻		主指導教員 副指導教員	
成績評価	学位論文	合格	不合格
論文題目			
審査要旨			

様式第13号

琉球大学大学院  
人文社会科学研究科委員会 殿

博士論文審査委員会

主査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

### 学位（博士）論文審査の結果報告書

このたび、博士論文審査委員会として、学位論文の審査を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学籍番号		学生氏名	
人文社会科学研究科 比較地域文化専攻		主指導教員 副指導教員	
成績評価	学位論文	合格	不合格
論文題目			
審査要旨			



様式第14号

琉球大学大学院  
人文社会科学研究科委員会 殿

博士論文審査委員会

主査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

副査 \_\_\_\_\_ 印

### 最終試験の結果報告書

このたび、博士論文審査委員会として、最終試験を終了しましたので、その結果について、下記の通り報告します。

記

学籍番号		学生氏名	
人文社会科学研究科 比較地域文化専攻		主指導教員 副指導教員	
成績評価	最終試験	合格	不合格
結果 要 旨			

(別紙様式)

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書

琉球大学学術リポジトリ運営委員会委員長 殿

私は、琉球大学学術リポジトリ登録細則第 3 条第 1 項の規定に基づき、学術研究成果等を琉球大学学術リポジトリに登録するための認証 ID 及びパスワードの発行を申請します。

記

(申請者記入欄)

所 属		
氏 名		
職員番号・ 学籍番号		
連絡先	電話	
	e-mail	

※本申請書に記載された個人情報の取扱いは琉球大学学術リポジトリへのユーザー登録のみに利用します

(以下の記入は不要です。)

搭載日	ID・パスワード設定	受付日

学術リポジトリ登録者申請一覧(一括申請用)

※この様式は博士の学位授与後、研究科ごとに作成し博士論文等と併せて附属図書館へ提出する。 研究科名 \_\_\_\_\_

学籍番号	学位記番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者		博士課程の修了等の状況 (論博の場合は記入不要)	博士論文名	学位授与年月日	博士論文全文の提出確認 (いずれかを○で囲む)
			氏名 (ふりがな)	性別				
								<ul style="list-style-type: none"> <li>・全文を提出</li> <li>・全文の要約を提出</li> </ul>

# 理由書

人文社会科学研究科長 殿

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

琉球大学大学院人文社会科学研究科における学位に関する細則第15条第1項第9号に基づき、理由書を提出します。

全文公表できないやむを得ない事由の該当番号： 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4

(理由：詳細に)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 【やむを得ない事由】

- 1 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない場合
- 2 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から1年を超えてインターネット公表することができない場合
- 3 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から1年を超えて生じる場合
- 4 その他、共著者の承諾を得られない場合、又は博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合等、特別な事情がある場合

## 学術リポジトリ登録申請書

(博士論文の要約の提出)

令和 年 月 日

琉球大学学術リポジトリ運営連絡会議長 殿

※この申請書は博士論文提出時に研究科長宛て併せて提出すること。

著 者	フリガナ 氏名	印
	研究科	
	専攻・コース	
	学籍番号	
連 絡 先	住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
指導教員氏名		印

やむを得ない事由により、私が執筆した下記の博士論文(全文)に代えて、その内容を要約したものを別添のとおり提出します。

なお、やむを得ない事由が消滅した場合は、すみやかに博士論文(全文)を提出します。

### 記

論文題目	
学位授与年月日(予定)	
「やむを得ない事由」の該当番号	
博士論文全文の公表予定時期	年 月 日以降
特記事項 <small>*公表に際して特に記載すべき事項があれば記入。</small>	

※やむを得ない事由: 次のうち該当する番号を記入してください。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から1年を超えてインターネットで公表することができない場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情がある場合

＜注意事項＞

1. この申請書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与えていただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
2. リポジトリ登録作業用として、本文の電子ファイル(CD-R等)もしくは印刷物をご提供ください。
3. あなたの論文が出版社から公表予定の場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
4. この申請書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先: 〒903-0214 沖縄県西原町字千原1番地 琉球大学学術リポジトリ事務局 (附属図書館)  
Tel: 098-895-8167 Fax: 098-895-8169 E-Mail: ir-wg@lib.u-ryukyu.ac.jp

研究科審査会等での承認月日		令和 年 月 日			
学位の種類	博士( )	報告番号		学位記番号	研 第 号 論 第 号

目次

序論

第一章 . . . . .

  第一節 . . . . .

  第二節 . . . . .

  .

第二章 . . . . .

  第一節 . . . . .

  第二節 . . . . .

  .

第三章 . . . . .

  .

  .

結論

参考文献

附録

序論

. . . . .

. . . . .

第一章

第一節 . . . . .

. . . . .

.

第二章

第一節 . . . . .

. . . . .

.

第三章

第一節 . . . . .

. . . . .

.

結論

. . . . .

. . . . .

参考文献

.

.

.

附録

※これまで提出された「博士論文概要」を参考に20頁程度にまとめる。

## 学術リポジトリ登録申請書

(博士論文全文の提出)

令和 年 月 日

琉球大学学術リポジトリ運営連絡会議長 殿

※この申請書は研究科長宛て提出すること。

著 作 者	フリガナ 氏名	印
	研究科	
	専攻・コース	
	学籍番号	
連 絡 先	住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
	指導教員又は当該専攻 分野の教員の氏名	印

私が執筆した下記の博士論文について、やむを得ない事由が消滅しましたので別添のとおり全文を提出します。

記

論文題目	
学位授与年月日	
「やむを得ない事由」の該当番号	
「やむを得ない事由」の消滅理由	
特記事項	

\*公表に際して特に記載すべき事項があれば記入。

※やむを得ない事由: 次のうち該当する番号を記入してください。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から1年を超えてインターネットで公表することができない場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情がある場合

<注意事項>

1. この申請書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与えていただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
2. リポジトリ登録作業用として、本文の電子ファイル(CD-R等)もしくは印刷物をご提供ください。
3. あなたの論文が出版社から公表予定の場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
4. この申請書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先: 〒903-0214 沖縄県西原町字千原1番地 琉球大学学術リポジトリ事務局 (附属図書館)  
Tel: 098-895-8167 Fax: 098-895-8169 E-Mail: ir-wg@lib.u-ryukyu.ac.jp

研究科での承認月日		令和 年 月 日			
学位の種類	博士( )	報告番号		学位記番号	研 第 号 論 第 号

# 承 諾 書

人文社会科学研究科長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

学位論文提出者が、私と共著した下記の論文を学位論文の一部として使用することを承諾します。

## 記

### 論文題目

1. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



# 承 諾 書

人文社会科学研究科長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

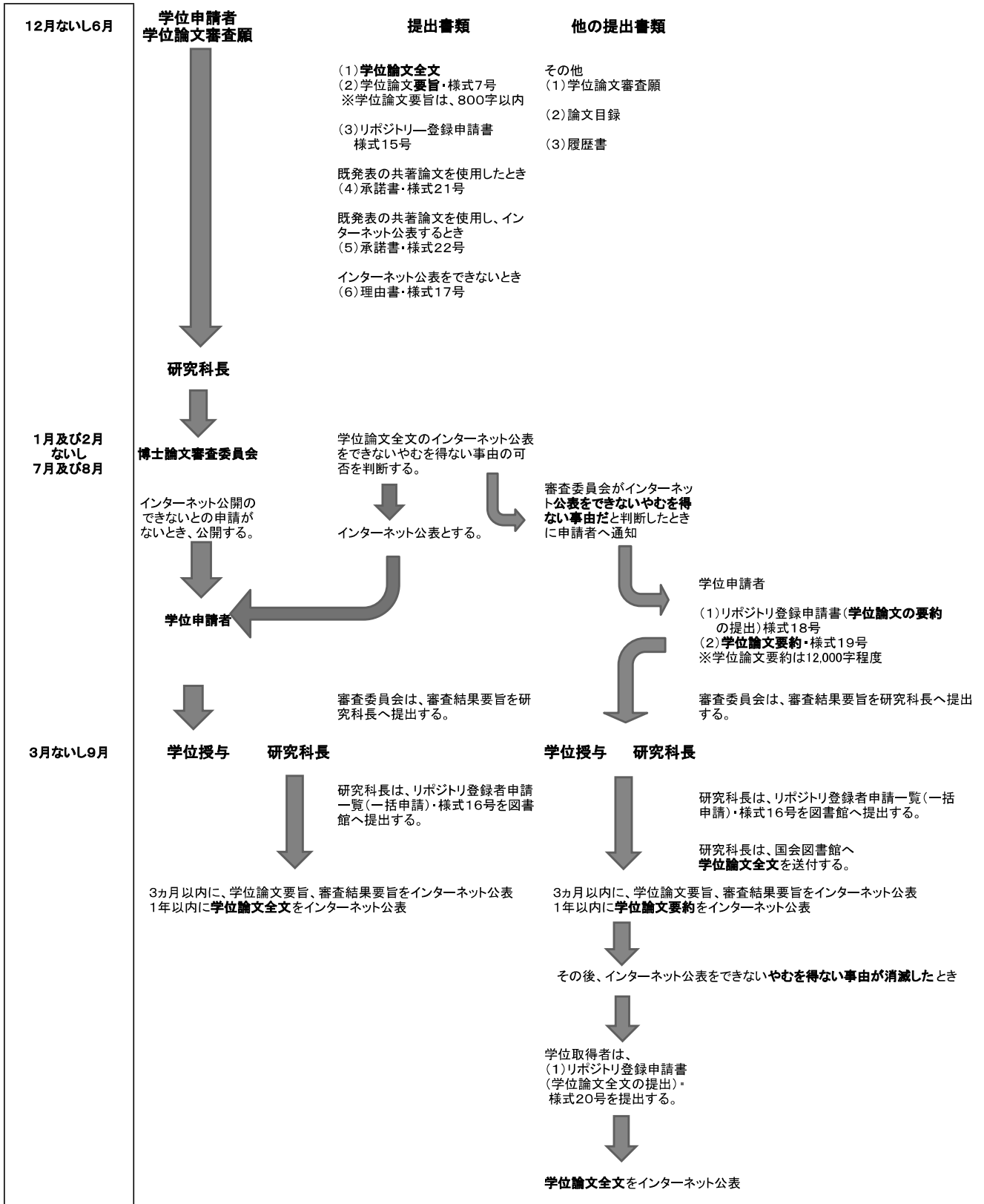
学位論文提出者が、私と共著した下記の論文を学位論文の一部として使用し、当該論文をインターネット公表することについて承諾します。

## 記

### 論文題目

1. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

# 学位(博士)論文に係る学術リポジリー登録手続きの流れ



別表

## 学位論文作成要領

- 規格 A4判 (21cm×29.7cm) とする。
- 表紙・裏表紙は、A4版の綴込表紙 (黒表紙) を使用する。  
(1) 表紙は、次の事項を記載する。

(横書きの表紙)

○	論文題目	○
	平成 年度	
○	琉球大学大学院 人文社会科学研究所	
	専攻	
	氏名	

(縦書きの表紙)

氏名	琉球大学大学院	論文題目	○
	人文社会科学研究所	平成 年度	
専攻			○

- (2) 背表紙は、次の事項を記載する。

### 3. 本文

- (1) 横書又は縦書きにする。
- (2) 用語、総字数及び用紙は、専攻に委ねる。

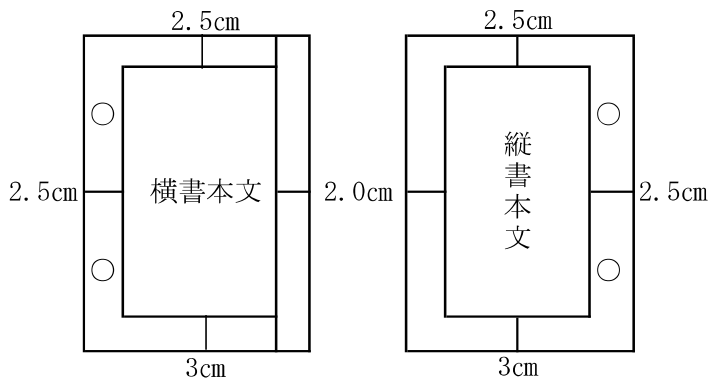
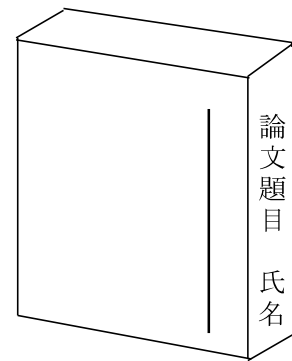
- (3) ページ数を記入し、目次を作成する。

### 4. 製本

横書きの場合は左とじ、縦書きの場合は右とじとし、ひもでとじ背表紙を付ける。

### 5. 本文紙面の余白

背表紙



琉球大学大学院人文社会科学研究所における長期履修制度実施要項

平成23年3月16日  
制 定

(趣旨)

第1条 本要項は、琉球大学大学院人文社会科学研究所規程第6条第3項の規定に基づき、琉球大学大学院人文社会科学研究所における長期履修制度について定める。

(目的)

第2条 職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）では、大学院の教育課程の履修が困難な学生を対象とし、事情に応じて標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することにより学位を取得できるようにするものである。

(出願資格)

第3条 長期履修学生の出願資格は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、最終学年次は、出願することができない。

- (1) 職業を有する者
- (2) 育児、出産、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) その他やむを得ない事情により標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

(計画的履修)

第4条 長期履修を希望する者は、あらかじめ指導教員（指導教員が不明の場合は領域主任等）に、長期履修の必要性、履修計画を相談し、その承諾を得なければならない。

(出願手続き)

第5条 長期履修の出願手続は、次の各号に掲げる時期に長期履修申請書（様式1）を提出するものとする。

- (1) 新入学生は、入学手続期間内
- (2) 在學生は、2月1日から2月末日まで

(履修期間)

第6条 長期履修学生の履修期間は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、長期履修を認める期間は1年単位とする。

- (1) 前期課程においては、3年間又は4年間
- (2) 後期課程においては、4年間、5年間又は6年間

第6条の2 休学期間は、長期履修の修業年限に含めないものとする。ただし、標準修業年限を超えることはできない。

(授業料)

第7条 長期履修学生の授業料は、国立大学法人琉球大学料金規程第2条第2項による。

例：長期履修学生の年間授業料＝通常の年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間の年数

(長期履修期間の延長)

第8条 長期履修期間の延長はできない。

(長期履修期間の短縮)

第9条 長期履修を必要とする理由が消滅し、標準修業年限で修了が見込める場合は、長期履修短縮願（様式2）により長期履修期間を短縮することができる。短縮は1年単位とする。

なお、短縮が認められた場合は、短縮にかかる授業料の差額を納入しなければならない。

(改廃)

第10条 この要項の改廃は、人文社会科学研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

附 則

- 1 この要項は、平成23年3月16日から実施する。
- 2 琉球大学大学院人文社会科学研究科における長期履修制度実施要項（平成19年3月20日運営委員会決定）は廃止する。

附 則（平成30年3月7日）

この要項は、平成30年3月7日から実施する。

附 則（令和4年3月1日）

この細則は、令和4年3月1日から施行する。

# 長期履修申請書

令和 年 月 日

人文社会科学研究科長 殿

人文社会科学研究科

専攻

氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり、長期履修を希望するので申請します。

## 記

受験番号 (学籍番号)		
入学年月	修了希望年月	履修期間
令和 年 月	令和 年 月	年 か月
在学中の勤務先名(職種)	( )	
在学中の勤務先所在地	〒 _____	TEL _____
申請理由(長期履修の必要性・長期履修計画)		
<p><u>長期履修の必要性:</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>長期履修計画:</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
指導教員の意見	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
	指導教員氏名 _____ 印	

## 長期履修期間短縮願

令和 年 月 日

人文社会科学研究科長 殿

人文社会科学研究科

専攻

氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり、長期履修期間を短縮したいので許可願います。

## 記

学籍番号	
入学年月	令和 年 月
当初の修了年月	令和 年 月
当初の履修期間	年 か月
短縮後の修了年月	令和 年 月
短縮後の履修期間	年 か月
短縮理由(長期履修を必要としなくなった理由等)	
	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
指導教員の意見	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
	指導教員氏名 _____ 印

★長期履修計画書（博士後期課程）最大6年 氏名 \_\_\_\_\_  
 長期履修の申請理由【 \_\_\_\_\_ 】

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
必修 科目						
選択 科目						
論文 作成						

	4年目		5年目		6年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
必修 科目						
選択 科目						
論文 作成						



★長期履修計画書（修士・博士前期課程）最大4年

氏名 \_\_\_\_\_

長期履修の申請理由【 \_\_\_\_\_ 】

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
必修科目						
選択科目						
論文作成						

	4年目	
	前期	後期
必修科目		
選択科目		
論文作成		

(記入例) (3年の長期履修を計画する場合)

★長期履修計画書(修士・博士前期課程)最大4年

氏名

長期履修の申請理由【

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
必修科目	○○特別演習 I			○○特別演習 II	○○特別演習 III	○○特別演習 IV
選択科目	△△総論特論 I ○○学特論 □□研究 I	△△総論特論 II ○○学演習	◆◆総論特論 ○○と○○分析特論	◆◆総論演習 ○○と○○分析演習 □□研究 II	選択科目から2単位を履修	
論文作成	・作成テーマの決定 ・文献検索		・より詳細な文献検索 ・テーマ関連の調査		・調査結果の分析 ・補足調査、事例研究 ・原稿作成	

	4年目	
	前期	後期
必修科目		
選択科目		
論文作成		

○琉球大学大学院における成績評価不服申立に関する申合せ

(平成 29 年 1 月 23 日大学院委員会)

改正 平成 30 年 1 月 5 日 令和 3 年 8 月 4 日

令和 4 年 11 月 25 日 令和 5 年 10 月 18 日

第 1 条 この申合せは、琉球大学大学院における成績評価不服申立に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 学生は、当該学期(学期の前半及び後半を含む。)の成績評価に疑問がある場合、原則として成績開示日から 10 日を経過する日まで(ただし、土日祝日を除く。)に成績評価確認願(様式 1)を当該研究科事務部(以下「事務部」という。)に提出する。

2 事務部は、成績評価確認願を受理した場合、速やかに科目担当教員に送付する。

第 3 条 科目担当教員は、学生からの成績評価に関する申し出又は事務部からの成績評価確認願受理後 5 日以内(ただし、土日祝日を除く。)に事務部に回答する。

2 事務部は、科目担当教員から成績評価の回答があった場合、当該回答書の内容を当該研究科長へ確認のうえ、速やかに当該学生に通知する。

3 前項の規定によらず、研究科長が該当の科目担当である場合等、研究科長が回答の確認を行うことが相応しくない場合にあっては、研究科長が指名する者が回答の確認を行う。

第 4 条 学生は、科目担当教員の回答に不服がある場合、回答を得た日から 5 日以内(ただし、土日祝日を除く。)に、当該研究科長に成績評価不服申立書(様式 2)を提出する。

第 5 条 研究科長は、学生からの成績評価不服申立に対し、速やかに研究科委員会(医学研究科にあっては教授会。以下「研究科委員会等」という。)又は研究科委員会等の下に置かれる審査委員会等で審査し、その結果を最終結果として当該学生及び科目担当教員に通知する。

第 6 条 成績開示日は学年暦で定めるところによる。ただし、9 月及び 3 月修了対象者に係る成績開示日及び成績評価不服申立期間については、研究科委員会等で別に定める。

第 7 条 この申合せに定めるもののほか、成績評価不服申立の実施に関し必要な事項は、研究科委員会等が別に定めることができる。

第 8 条 この申合せの改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この申合せは、平成 29 年 1 月 23 日から施行する。

2 第 2 条の規定に関わらず、学生は、平成 28 年度後学期の成績評価に疑問がある場合、平成 29 年 4 月 10 日までに科目担当教員へ申し出ることができるものとする。

附 則(平成 30 年 1 月 5 日)

この申合せは、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和3年8月4日)

この申合せは、令和3年8月4日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年11月25日)

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。

附 則(令和5年10月18日)

この申合せは、令和5年10月18日から実施し、令和5年10月1日から適用する。

(様式1)

成績評価確認願

[別紙参照]

(様式2)

成績評価不服申立書

[別紙参照]

(様式1)

年 月 日

## 成績評価確認願

研究科長 殿

研究科 \_\_\_\_\_  
専攻 \_\_\_\_\_ 年次 \_\_\_\_\_  
学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

年度 \_\_\_\_\_ 学期下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

記

科目番号 \_\_\_\_\_ 科目名 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_  
担当教員 \_\_\_\_\_  
理 由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 学生は、この様式を研究科の事務部に提出してください。

---

## 教員回答欄 (該当番号に○)

年 月 日

担当教員名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

1. 現成績評価のとおり

2. 右記のとおり評価を訂正します。

評価 ( ) 評点 ( )

回答理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 担当教員は、「教員回答欄」を記入の上、この様式を事務部に提出してください。

(様式2)

年 月 日

## 成績評価不服申立書

研究科長 殿

研究科

専攻

年次

学籍番号

氏名

年度 学期下記科目の担当教員による「成績評価確認願」の回答に対しては  
下記理由により納得できませんので不服申立てを行います。

科目番号	科目名	組
担当教員		評価
成績評価不服理由(成績評価及び科目担当教員の回答について具体的に記入してください)		

※ 学生は、この様式を研究科の事務部に提出してください。

## ○授業料免除について

経済的理由により授業料の納付が困難な者で、かつ、学業優秀と認められる者について、本人の申請により当該学期の納付を免除されることがある。

申請期間は、通常の場合 2 月中旬（前期分）、8 月中旬（後期分）頃であるが、具体的な期日及び申請関係資料等はその都度告示されるので留意すること。

琉球大学大学院授業料未納による除籍に関する申合せ

〔平成29年12月20日〕  
制 定

この申合せは、琉球大学大学院学則第39条第3項の規定に基づき、同条第1項第7号の規定（授業料未納による除籍）の運用に関し、必要な事項を定める。

- 1 授業料未納による除籍の場合は、当該学期の授業科目の登録を取り消し、単位の修得を認めない。研究生にあつては当該期間を研究期間と認めない。
- 2 修了に要する最終学年の学生で、9月修了予定者にあつては8月末日までに、3月修了予定者にあつては2月末日までに授業料を納付しない場合は、除籍とする。
- 3 修了に要する最終学年とは、修了に必要でかつ十分な科目及び単位の登録を完了した者（年度当初に修了の意思があつたものの、履修登録において過誤があつた場合又は前提科目が未履修のため当該科目を登録できないと当該研究科長が認めた場合を含む。）の属する学年をいう。
- 4 修了に要する最終学年を除く学生で、前学期は9月末日までに、後学期は3月末日までに授業料を納付しない場合は、除籍とする。
- 5 研究生にあつては、在学予定期間末日の1か月前（ただし、在学期間が6か月以上あるときは、入学後6か月以内）までに授業料を納付しない場合は、除籍とする。
- 6 授業料未納により除籍された者は、次学期の再入学を認めない。
- 7 この申合せの改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則（平成29年12月20日）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日）

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。



琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う  
授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ

平成26年 9月16日  
全学教育委員会決定

第1 この申合せは、暴風等による事故の発生を防止する事を目的とし、暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 沖縄本島内に暴風警報又は暴風特別警報が発表されている間は、授業及び期末試験（以下「授業等」という。）を休講とし、期末試験を予備日に順延する。

2 沖縄本島内中南部市町村（別表）の全域又は一部に大雨特別警報が発表されている間は、授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。

3 第1項及び第2項に定める暴風警報、暴風特別警報又は大雨特別警報（以下「暴風警報等」という。）が授業等の開始後に発表された場合は、速やかに授業等を休講とし、期末試験を予備日に順延する。

4 暴風警報等の解除に伴う授業等の取扱いは次に掲げるとおりとする。

（1）午前6時30分までに、暴風警報等が解除された場合は、第1時限から授業等を行う。

（2）午前11時までに、暴風警報等が解除された場合は、第3時限から授業等を行う。

（3）午後4時までに、暴風警報等が解除された場合は、第6時限から授業等を行う。

（4）午後4時までに、暴風警報等が解除されない場合は、当日行われる予定の授業等は引き続き休講とし、期末試験を予備日に順延する。

第3 予備日は期末試験期間終了後に続く必要日数の平日とする。

第4 第2第2項に該当しない地域において、大雨特別警報が発表され、安全に授業に出席することができない学生については、これを欠席扱いとはしない。また、当該学生が期末試験を受験できない場合は、追試験等を行うものとする。

2 沖縄本島内の一部の地域において、波浪特別警報又は高潮特別警報が発表された場合においては、前項を準用する。

3 第1項又は第2項に該当する学生については、原則として警報が解除されてから7日以内に各学部等事務室（共通教育等科目は学生部教務課，専門科目は各学部事務部学務担当）へ申し出るものとする。なお、欠席扱いとしない場合の取扱いにつ

いては、「教育実習生の実習期間中の講義の取り扱いについて（昭和47年6月27日評議会制定）」に準ずる手続により行う。

第5 この申合せに定めのない授業又は期末試験の取扱いについては、学長及び教育を担当する理事が協議の上、休講等の措置を決定する。

#### 附 則

- 1 この申合せは、平成26年9月16日から実施する。
- 2 暴風警報発令に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ（昭和63年10月25日制定）は、廃止する。

#### 別表

沖縄本島内中南部市町村	読谷村，うるま市，沖縄市，嘉手納町，北谷町，北中城村 宜野湾市，中城村，浦添市，西原町，那覇市，南風原町， 与那原町，南城市，豊見城市，八重瀬町，糸満市
-------------	--

別紙（琉球大学暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う授業及び期末試験の取扱いに関する申合せ関係）

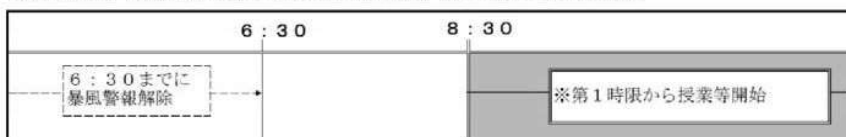
1. 台風接近の際は、テレビ・ラジオ等の台風情報に十分注意してください。

2. 警報・特別警報の種類とその発表地域における授業・期末試験の取扱い

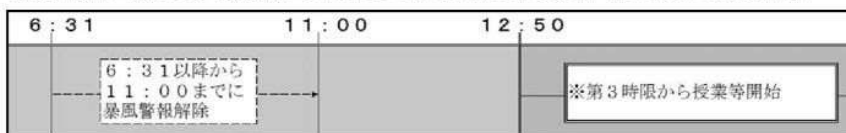
警報・特別警報		発表地域	授業・期末試験の取扱い	
暴風警報等	暴風警報 暴風特別警報	本島内	授業：休講 期末試験：予備日に順延	後日申し出 が必要
	大雨特別警報	中南部市町村	授業：休講 期末試験：予備日に順延	
	大雨特別警報	中南部以外	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない 期末試験を受験できない場合：追試験等	
	波浪特別警報	本島内	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない 期末試験を受験できない場合：追試験等	
	高潮特別警報	本島内	安全に授業に出席が出来ない場合：欠席にしない 期末試験を受験できない場合：追試験等	
	その他	本島内	学長、教育を担当する理事が協議の上、決定する。	

3. 本申合せに関する参考事例

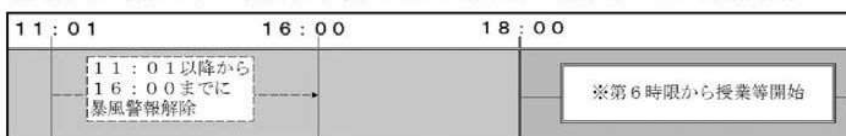
(1) 暴風警報等が午前6時30分までに解除された場合、第1時限から授業等開始



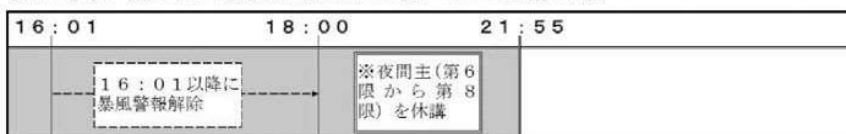
(2) 暴風警報等が午前6時31分以降から午前11時までに解除された場合、第3時限から授業等開始



(3) 暴風警報等が午前11時01分以降から午後4時までに解除された場合、第6時限から授業等開始



(4) 暴風警報等が午後4時01分以降に解除された場合、当日の授業等は休講



注：暴風警報等の発表・解除の時間については、沖縄気象台の発表時間によります。

## ○琉球大学附属図書館利用規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 20 年 3 月 10 日 平成 22 年 1 月 25 日

平成 23 年 7 月 26 日 平成 24 年 3 月 28 日

平成 29 年 3 月 17 日 令和 2 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、琉球大学附属図書館規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、琉球大学附属図書館本館及び医学部分館(以下「図書館」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用資格)

第 2 条 図書館を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 琉球大学(以下「本学」という。)の学部学生、大学院学生及びこれらに準ずる者
- (2) 本学役員、教職員(非常勤職員を含む)及びこれに準ずる者
- (3) 本学名誉教授

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかを目的とする者は図書館を利用することができる。

- (1) 図書館資料の利用
- (2) 図書館の施設で行われる事業等への参加

(利用証の交付)

第 3 条 附属図書館長(以下「館長」という。)は、前条第 1 項各号に掲げる者で図書館を利用しようとする者に対し、利用証を交付する。ただし、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当し、本学から学生証又は職員証の交付を受けている者は、学生証又は職員証をもって利用証に代えるものとする。

- 2 館長は、前条第 2 項に掲げる者のうち、図書館資料の貸出を希望する者に対し、当該者の申し出により、利用証を交付することができる。
- 3 利用証を交付された者は、図書館を利用するとき、利用証を携帯し、図書館職員(以下「係員」という。)が提示を求めたときには、これに応じなければならない。
- 4 利用証は他人に貸与または譲渡してはならない。

(開館時間)

第 4 条 図書館の開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	開館時間
通常期 平日	8 : 00～21 : 40
通常期 休日等	10 : 00～20 : 00
休業期	10 : 00～20 : 00
備考	
1 「休業期」とは、琉球大学学則第 11 条第 2 項に規定する春季、夏季および冬季の休	

業日の期間をいう。

2 「休日等」とは平日以外の日をいい、日曜日、土曜日及び「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。(以下、同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、館長(医学分館にあつては分館長)が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、臨時に開館することができる。

- (1) 12月28日から翌年の1月3日までの期間
- (2) 本学が別に定める一斉休業日
- (3) 3月の休日等
- (4) 館長が特に必要と認めた日

(図書館資料の区分)

第6条 図書館資料を次のとおり区分した上で利用に供する。

- (1) 開架図書
- (2) 閉架図書
- (3) 参考図書
- (4) 雑誌(新聞縮刷版を含む)
- (5) 視聴覚資料
- (6) 貴重資料
- (7) マイクロ資料
- (8) 新聞(縮刷版を除く)
- (9) 電子的資料

(閲覧)

第7条 第2条に掲げる者は、入館し、閲覧席で図書館資料を閲覧することができる。ただし、閲覧席が非常に混雑している場合等、教育・研究に支障をきたすおそれがある場合においては、館長は入館を制限することができる。

(閲覧の制限)

第8条 次に掲げる場合においては、当該図書館資料の利用を制限することができる。

- (1) 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合(当該情報が記録されている部分に限る。)
- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に独立行政法人等情報公開法第5条第2号に規定する法人等又は個人から寄贈又は寄託を受けており、当該期間が経過していない場合

(3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(4) その他館長が指定した資料

(貸出)

第9条 第2条第1項各号に掲げる者は、図書館資料の貸出を受けることができる。

2 第2条第2項各号に掲げる者のうち、以下のすべてを満たす者は、図書館資料の貸出を受けることができる。

イ 沖縄県内に在住する18歳以上の者で、直接来館しての借受、返却が可能であること

ロ 他大学(大学院大学、短期大学、高等専門学校を含む。通信制及び放送大学を除く。)に所属していないこと

3 図書館資料の貸出を受けようとする者は、利用証を提示することにより貸出を受けるものとする。

4 図書館資料のうち、貸出できる資料は第6条第1号から第5号に掲げるものとする。ただし、貸出を行わないことを条件に受入れた図書館資料は除くものとする。

5 貸出の冊数及び期間については、館長が別に定める。

(禁帯出資料)

第10条 第6条第6号から9号に掲げる図書館資料は、貸出を行わない。ただし、館長が特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(貸出しの条件)

第11条 貸出しを受ける者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 借用する図書館資料を貸出期間内に返却すること

(2) 借用中の図書館資料を他人に転貸しないこと

(3) 借用中の図書館資料に汚損・破損等が起こらないように取り扱うこと

(4) 第2条に掲げる者がその資格を失うとき、長期間にわたって休職若しくは休学するときは、直ちに借用中の図書館資料を返却すること

2 館長が必要と認めたときは、貸出期間内であっても返却を求めることができる。

3 館長は、貸出期間を超過して図書館資料を借用している者に対しては、新たな貸出を行わないことができる。

4 館長は、図書館資料の貸出期間を超過して返却した者に対しては、当該資料の貸出を返却当日は行わないことができる。

(文献複写)

第12条 第2条に掲げる者は、学習又は研究・調査のため必要があるときは、琉球大学附属図書館文献複写規程の定めるところにより、図書館資料の複写を申し込むことができる。

(参考調査)

第13条 第2条に掲げる者は、学習又は研究・調査のため必要があるときは、参考となる学術情報の提供及び関係資料の調査を依頼することができる。

(相互利用)

第14条 第2条第1項に掲げる者は、学習又は研究・調査のため、他の図書館等が所蔵する資料の閲覧、文献複写又は借用(以下「相互利用」という。)を図書館に依頼することができる。

2 第1項により入手した資料の利用に関する取扱いに関して、資料の所蔵館の定めがある場合はそれに従うものとする。

3 他の図書館等から図書館資料の閲覧、複写、貸出の依頼があったときは、本学における教育研究に支障がない範囲内でこれに応じるものとする。

4 沖縄県大学図書館協議会に加盟する機関間で行う相互利用において、相互利用を利用する者が希望するときは、沖縄県大学図書館間相互貸借に関する申合せにより、直接所蔵館に来館して資料の借受けができるものとする。

5 相互利用に要する経費は、依頼を行った者が負担するものとする。

(施設・設備の利用)

第15条 第2条第1項に掲げる者は、所定の手続きを経て、図書館の施設又は設備を特定の行事等に利用することができる。

(弁償)

第16条 図書館資料、施設等を損傷し、又は紛失した者に対して、館長は弁償を求めることができるものとする。

(遵守事項)

第17条 第2条に掲げる者は、図書館の利用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。

(2) 図書館資料及び備品等を汚損しないこと。

(3) 館内で飲食・喫煙しないこと。

(4) 掲示又はこれに類する行為をしないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

(利用制限)

第18条 館長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限、又は禁止することができる。

(個人情報の漏えい防止)

第19条 館長は、図書館資料に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。)が記録されている場合には、国立大学法人琉球大学

の保有する個人情報及び非識別加工情報等の適切な管理のための措置に関する規則の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

第20条 図書館資料を第2条に掲げる者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室に備え付けるものとする。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、琉球大学附属図書館運営委員会の議を経て、館長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月10日)

この規程は、平成20年3月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成22年1月25日)

この規程は、平成22年1月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成23年7月26日)

この規程は、平成23年7月26日から施行する。ただし、第7条第1号及び第2号並びに第20条については、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年3月28日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日)

この規程は、平成29年3月17日から施行する。

附 則(令和2年12月1日)

1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第4条第1項、第5条第1号及び第3号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

2 琉球大学附属図書館学外者利用細則(平成23年9月29日制定)は廃止する。



## 琉球大学学生の懲戒に関する基準

平成 20 年 3 月 25 日  
学生生活委員会決定  
全学教育委員会決定

(趣旨)

**第 1 条** この基準は、琉球大学学生の懲戒手続に関する規程第 20 条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項について定める。

(用語の定義)

**第 2 条** この基準における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「学生」とは、学部学生、大学院学生、特別支援教育特別課程生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、法務学修生及び外国人学生をいう。
- (2) 「非違行為」とは、懲戒事由に該当する行為をいう。
- (3) 「懲戒処分」とは、琉球大学学則第 62 条及び琉球大学大学院学則第 58 条に規定する退学、停学及び訓告の処分をいう。
- (4) 「退学」とは、本学における学生としての身分を失わせることをいう。
- (5) 「停学」とは、一定の期間を定め又は期間を定めずに、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動については、この限りではない。
- (6) 「訓告」とは、学生の行った非違行為を戒め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意することをいう。

(基本的な考え方)

**第 3 条** 懲戒処分は、その対象となる非違行為の態様、結果及び影響並びに当該学生の年齢、経歴及び処分歴等を総合的に考慮するとともに、当該学生の更生という観点からの教育的配慮も加えた上で行わなければならない。

(退学の基準)

**第 4 条** 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退学の処分をすることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合  
特に悪質と判断された場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合で特に悪質と判断

された場合

- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合で特に悪質（替え玉受験等）と判断された場合
- (5) 研究活動（論文作成を含む。）において、不正行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (6) 前各号に掲げる退学に相当する行為を実行した者を教唆又は幫助した場合

（停学の基準）

**第5条** 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、停学の処分をすることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
  - (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
  - (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で悪質と判断された場合
  - (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
  - (5) 研究活動（論文作成を含む。）において、不正行為を行った場合で悪質と判断された場合
  - (6) 前各号に掲げる停学に相当する行為を実行した者を教唆又は幫助した場合
- 2 停学処分の種類は、6月以内の期限を付して行う有期停学と期限を付さずに行う無期停学の2種類とする。
- 3 前項の停学の期間には、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日その他の休業日を含むものとする。
- 4 無期停学の処分は、学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に考慮して、これを解除することができる。ただし、懲戒の効力が発生してから6月を経過した後でなければ解除することはできない。

（悪質性及び重大性の判断）

**第6条** 第4条及び第5条にいう「悪質」とは、当該非違行為自体が悪質性の高いものであるということの意味し、その判断に当たっては、当該非違行為の態様及び性質、当該非違行為に至った動機並びに当該学生の主観的意図を考慮するものとする。

- 2 第4条及び第5条にいう「重大な非違行為」とは、被害結果が重大なも

のであるということを意味し、その判断に当たっては、当該非違行為が被害者に与えた精神的・身体的被害の程度及び物的被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案するものとする。なお、当該非違行為が物的被害を与えたにとどまる場合には、その被害結果が甚大である場合に限り、重大な非違行為に当たると判断するものとする。

(訓告の基準)

**第7条** 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、訓告の処分をすることができる。

- (1) 学内又は学外において非違行為を行った場合
- (2) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (3) 本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合
- (4) 研究活動（論文作成を含む。）において、不正行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げる訓告に相当する行為を実行した者を教唆又は幫助した場合

(厳重注意等)

**第8条** 学生が懲戒処分に至らない非違行為（これに準ずるような非難されるべき行為を含む。）を行った場合において、当該学生の所属する学部の教授会が必要と認めたときは、当該学生に対し、教育的指導として厳重注意を行うことができる。

- 2 前項の厳重注意は、当該学部長が、口頭又は文書により行う。
- 3 前項に定める厳重注意を行ったときは、学部長は、速やかに当該学生の所属・氏名等、事案の概要その他参考事項を学長及び教育・学生支援担当副学長に文書により報告しなければならない。
- 4 学部長は、コンピュータ等を用いて不正行為を行った学生に対して、学内のコンピュータ等の使用を禁ずることができる。

(懲戒の基準)

**第9条** 懲戒処分の量定は、別表に掲げる懲戒基準に従って決定する。ただし、過去に懲戒処分又は厳重注意を受けたことのある学生に対しては、これよりも重い処分を科すことができる。

(懲戒処分に伴う試験の無効等)

**第10条** 第4条第4号、第5条第1項第4号又は第7条第3号に規定する行為を行った学生に対しては、科目の成績を無効として取り扱うものとする

る。無効（不合格：0点）として取り扱う科目は、その悪質性、重大性等から判断し、次の各号のいずれかとする。

- (1) 不正行為を行った授業科目又は任意の授業科目
- (2) 当該学期の全ての授業科目

（改廃）

**第11条** この基準の改廃は、教育研究評議会及び役員会の議を経て学長が行う。

（読替規定）

**第12条** この基準の大学院学生への適用に当たっては、基準中「学部」とあるのは「研究科」と、「教授会」とあるのは「医学研究科以外の研究科にあつては研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日）

この基準は、平成25年11月29日から施行する。

附 則（平成29年2月8日）

1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

2 この基準の施行前に行った学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月1日）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月16日）

この基準は、平成31年4月16日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

別表（第9条関係）

懲戒基準

態 様	非 違 行 為 の 具 体 例	懲 戒 の 種 類
犯 罪 行 為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為、薬物乱用等の行為	退学又は停学
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。） 窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為 等の犯罪行為、脅迫、誹謗中傷、名誉毀損、ストーカー行 為等の人権侵害行為（インターネット上を含む）、コンピ ュータ又はインターネット等を利用した不正行為	退学、停学又は訓告
	建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等、暴力行為、拘 禁、拘束等	
行 交 為 通 違 反 等	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為 が無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な 場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な交 通法規違反	停学又は訓告
試 験 等 不 正 行 為	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が不正 行為を行った場合で特に悪質（替え玉受験等）な場合、又 はそれを教唆、幫助した場合	退学、停学又は訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が、カ ンニング等の不正行為をした場合、又はそれを教唆、幫助 した場合	停学又は訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が監督 者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
の 研 不 究 正 活 行 動 為 上	研究活動（論文作成を含む。）を行う場合の捏造、改ざん、盗 用及びこれらの行為の証拠隠滅又は立証妨害をした場 合、又はそれを教唆、幫助した場合	退学、停学又は訓告
そ の 他 の 非 違 行 為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入、又はその不正使用、 若しくは占拠	停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント及びアカデミックハラスメント 等人権侵害に当たる行為	退学、停学又は訓告
	その他学内外での非違行為	

# 〈博士後期課程〉



## 琉球大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程・比較地域文化専攻

### <目的>

本専攻は、本学及び本研究科に蓄積されている豊富な実績を最大限に生かした教育研究を行い、広い視野と国際感覚、地域社会や国際社会で活躍できる高度な専門的能力と総合的判断力を備えた研究者及び専門職業人の養成を目指します。

### <組織と特徴>

本専攻は、「琉球・沖縄」、「アジア」、「太平洋地域」「比較」をキーワードに、沖縄と周辺諸地域との関連性の解明と比較研究を行う各分野で構成される博士後期課程です。本専攻の目的に従って、ことばと相互行為、アメリカマイノリティ文学、アジア文化人類学、アジア物質交流史論、沖縄近現代文学、環境思想、近現代沖縄史学、島嶼空間システム、島嶼観光経済、島嶼環境経済（以上、博士論文指導教員担当分野）を中心に、さらに言語政策、アジア社会学、政治学、特定言語研究、批判的談話研究などの分野に関わる科目を提供します。

本専攻は、アジア太平洋地域の知の交流拠点として、地域性と普遍性を踏まえた新しい研究のパラダイムを構築し、その成果を沖縄から世界へ発信するものです。

### <ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）>

比較地域文化大学院教育プログラムでは、琉球大学の「自由平等、寛容平和」の建学の精神の下、本学の大学院学習教育目標 URGCC-Advanced（琉大グローバルシティズン・カリキュラム・アドバンスド）に掲げる「専門性」「創造性」「倫理性」を身に付けさせるため、文化・社会における諸課題の解決に取組み、また、普遍的価値を身につけた 21 世紀型市民として、地域社会及び国際社会の発展に寄与できる人材を育成します。

そのような人材を育成するために、本大学院教育プログラムでは、次のような目標を達成した者に、博士（学術）の学位を授与します。

- ① 特定の分野の専門的知識だけでなく、「琉球・沖縄」、「アジア」、「太平洋地域」、「比較」に関連した、広い視野と国際感覚、また地域社会や国際社会で活躍できる高度な専門的能力と創造性の強い実践的能力が身に付いていること
- ② 高い倫理観に基づき、研究者として自立的・創造的に活動することができる能力、あるいは高度な専門職業人として自立的・創造的に活動することができる能力が身に付いていること

### <カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）>

#### 〔教育課程編成の方針〕

本プログラムでは、ディプロマ・ポリシーに基づいて、知識・技能・態度の能力を修得させるために、以下に示す方針に基づいて 3 年間一貫した教育課程を編成し、カリキュラム・マップやナンバリングを用いてその体系性や構造を明示します。

「琉球・沖縄」、「アジア」、「太平洋地域」、「比較」をキーワードに専門科目及び演習科目を体系的に編成し、講義、演習を適切に組み合わせた授業科目を開講します。教育課程については、「博士学位取得プロセス」を用いて、その体系性や構造を明らかにします。入学時に学生の主たる教育を行う主指導教員 1 名、補助的教育を行う副指導教員 2 名以上を決定し、個々の学生のニーズにきめ細かな研究指導を行います。



〔教育課程における教育・学習方法に関する方針〕

講義科目、演習科目その他の適切な授業形態を組み合わせ、各授業科目を必修科目、選択科目などに分け各年次に配当し、授業形態に応じて、学生が主体的な学びを实践できるような効果的な教育方法を取り入れます。

研究指導は、研究指導の方法・内容及び1年間の研究指導の計画を定め、学生に対してあらかじめ明示し、適切に実施します。

高度な専門性、創造性、倫理性を段階的に習得できるようカリキュラムを編成しています。年次ごとの主な学習内容は次のとおりです。

- (1) 1年次～2年次は、専門分野を中心にさまざまな特論・演習科目を受講することで、各々の専門分野に関する知識、技能、思考法としての「専門性」を身に付けるのみならず、幅広い学問知を身に付けます。また、専攻全教員が参加する必修科目「比較地域文化総合演習Ⅰ～Ⅳ」を履修し、博士論文作成研究として構想して進めている課題もしくは認識について報告・質疑応答を受けると同時に、自由討論に参加する。この演習では専門分野のみならず他分野の視点からも指導を受けるため、学際的な学びができ、総合的判断力を身に付けます。
- (2) 1年次後期～3年次前期には、「比較地域文化特別研究Ⅰ～Ⅳ」を履修し、博士論文の構想や先行研究の把握、関連資料の状況、フィールドワーク、論文の執筆に関する指導を受けることで、「創造性」を育み、知識、技能、思考を「独創性」「倫理性」をもって研究する能力を身に付けます。
- (3) 3年次には、博士論文予備審査、学位審査を経て学位論文の公開審査を受けることで、深い専門性、豊かな創造性、高い倫理性を有する人文社会科学分野の研究者及び専門職業人としての基盤を身に付けます。

〔学習成果の評価の方針〕

成績評価は、「琉球大学における成績評価に関するガイドライン」に基づき、基準となる目標に達成したかを測定できるよう、定期試験、小テスト、レポート、実演、学習記録及び発表・報告等、多面的に適切な方法を選択又は組み合わせて行います。

特論・演習授業科目は、シラバスにおいて授業内容と方法、達成目標、評価基準と評価方法を明確に提示して客観的に評価する。

学位論文についての研究成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行います。

博士論文については、「博士学位取得プロセス」に基づき、博士論文予備審査、学位審査を経て学位論文の公開審査により評価します。

## 開設授業科目および単位数

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
比較地域文化総合演習Ⅰ	2	島嶼環境経済特論	2
比較地域文化総合演習Ⅱ	2	島嶼環境経済演習	2
比較地域文化総合演習Ⅲ	2	島嶼空間システム特論	2
比較地域文化総合演習Ⅳ	2	島嶼空間システム演習	2
比較地域文化特別研究Ⅰ	2	島嶼観光経済特論	2
比較地域文化特別研究Ⅱ	2	島嶼観光経済演習	2
比較地域文化特別研究Ⅲ	2	政治学特論	2
比較地域文化特別研究Ⅳ	2	政治学演習	2
アジア社会学特論	2	近現代沖縄史学特論	2
アジア社会学演習	2	近現代沖縄史学演習	2
ことばと相互行為特論	2	特定言語研究特論	2
ことばと相互行為演習	2	特定言語研究演習	2
アメリカマイノリティ文学特論	2	批判的談話研究実践特論	2
アメリカマイノリティ文学演習	2	批判的談話研究実践演習	2
アジア文化人類学特論	2	アメリカ太平洋史特論	2
アジア文化人類学演習	2	アメリカ太平洋史演習	2
アジア物質交流史論特論	2	琉球近世史学特論	2
アジア物質交流史論演習	2	琉球近世史学演習	2
アジア国際関係史特論	2	朝鮮近現代文学特論	2
アジア国際関係史演習	2	朝鮮近現代文学演習	2
アジア国際関係史特論	2	比較地域文化特論Ⅰ	2
アジア国際関係史演習	2	比較地域文化特論Ⅱ	2
沖縄近現代文学特論	2	比較地域文化特論Ⅲ	2
沖縄近現代文学演習	2	比較地域文化特論Ⅳ	2
環境思想特論	2		
環境思想演習	2		

## 履修の手引き

### 1 修了単位数

本専攻の修了には、本専攻に3年以上在籍し（注1）、必修科目16単位を含む24単位以上の修得を必要とする。

### 2 指導教員

入学時に、学生の主たる教育を行う主指導教員1名、補助的教育を行う副指導教員2名以上を決定し、3年間の指導を受ける（注2）。副指導教員の決定に関しては、入学後希望する主指導教員との話し合いによることとする。

### 3 必修科目

比較地域文化総合演習（8単位）と比較地域文化特別研究（8単位）は必修科目である。比較地域文化総合演習は主指導教員と副指導教員を中心とする複数の教員による集団指導体制の科目である。比較地域文化特別研究は主指導教員が中心となって実施される科目である。比較地域文化総合演習も比較地域文化特別研究も「カリキュラム一覧」「開設授業科目および授業科目の内容」に示されているように、修得する学年と学期が決まっているので、その点には特に注意が必要である。

（注1・2）琉球大学大学院人文社会科学部研究科規程第18条第2項の特例がある。

# カリキュラム一覧

● : 必修科目      ○ : 選択科目

授 業 科 目	区 分	修得年次と学期	単 位
比較地域文化総合演習Ⅰ	●	1年次前期	2
比較地域文化総合演習Ⅱ	●	1年次後期	2
比較地域文化総合演習Ⅲ	●	2年次前期	2
比較地域文化総合演習Ⅳ	●	2年次後期	2
比較地域文化特別研究Ⅰ	●	1年次後期	2
比較地域文化特別研究Ⅱ	●	2年次前期	2
比較地域文化特別研究Ⅲ	●	2年次後期	2
比較地域文化特別研究Ⅳ	●	3年次前期	2
アジア社会学特論	○	}	2
アジア社会学演習	○		2
ことばと相互行為特論	○		2
ことばと相互行為演習	○		2
アメリカマイノリティ文学特論	○		2
アメリカマイノリティ文学演習	○		2
アジア文化人類学特論	○		2
アジア文化人類学演習	○		2
アジア物質交流史論特論	○		2
アジア物質交流史論演習	○		2
アジア国際関係史特論	○		2
アジア国際関係史演習	○		2
沖縄近現代文学特論	○		2
沖縄近現代文学演習	○		2
環境思想特論	○		2
環境思想演習	○		2
島嶼環境経済特論	○		2
島嶼環境経済演習	○		2
島嶼空間システム特論	○		2
島嶼空間システム演習	○		2
島嶼観光経済特論	○		2
島嶼観光経済演習	○		2
政治学特論	○		2
政治学演習	○		2
近現代沖縄史学特論	○		2
近現代沖縄史学演習	○		2
特定言語研究特論	○		2
特定言語研究演習	○		2
批判的談話研究実践特論	○		2
批判的談話研究実践演習	○		2
アメリカ太平洋史特論	○		2
アメリカ太平洋史演習	○		2
琉球近世史学特論	○		2
琉球近世史学演習	○		2
朝鮮近現代文学特論	○		2
朝鮮近現代文学演習	○		2
比較地域文化特論Ⅰ	○		2
比較地域文化特論Ⅱ	○		2
比較地域文化特論Ⅲ	○		2
比較地域文化特論Ⅳ	○		2

## 開設授業科目および授業科目の内容

授業科目名	単位数	講義等の内容	担当教員
比較地域文化総合演習Ⅰ・Ⅱ	各2	幅広い視野に立つ研究を志向するよう促す目的で教員全員が担当して行う演習形式の授業である。1年次の院生すべてが前期に受講する必修科目であり、院生は博士論文作成研究として予定している課題もしくは認識について複数回に分けて報告し、質疑応答を受けると同時に自由討論に参加し、視野を広げる。なお、この授業は他の教員や院生も参加できる開かれたものにする。	全教員
比較地域文化総合演習Ⅲ・Ⅳ	各2	幅広い視野に立つ研究を志向するよう促す目的で教員全員が担当して行う演習形式の授業である。2年次の院生すべてが前期に受講する必修科目であり、院生は博士論文作成研究として進めている課題もしくは認識について複数回に分けて報告し、質疑応答を受けると同時に自由討論に参加し、視野を広げる。なお、この授業は他の教員や院生も参加できる開かれたものにする。	全教員
比較地域文化特別研究Ⅰ	2	比較地域文化総合演習Ⅰを履修した1年次の院生を対象とし主指導教員が中心となって、必要に応じ同学の博士課程後期院生を交えて行う演習形式の授業である。博士論文の構想や先行研究の把握、関連資料の状況、必要なフィールドワーク等について議論し、検討する。	喜納育江 金城盛彦 後藤雅彦 藤田陽子 宮内久光 宮平勝行 稲村 務 新城郁夫 山城 新 鳥山 淳 島袋 純 Davis Christopher 名嶋義直 麻生伸一 呉 世宗
比較地域文化特別研究Ⅱ	2	2年次前期の博士論文作成に向けた演習形式の授業である。主指導教員が中心となって、必要に応じて同学の博士課程後期院生を交えて行う。主指導教員が必要と認める時は他の教員や博士課程前期院生が出席する。研究計画をほぼ決定し、研究に必要な諸資料の検討やフィールドワーク等の展望について議論し、検討する。	喜納育江 金城盛彦 後藤雅彦 藤田陽子 宮内久光 宮平勝行 稲村 務 新城郁夫 山城 新 鳥山 淳 島袋 純 Davis Christopher 名嶋義直 麻生伸一 呉 世宗

授業科目名	単位数	講義等の内容	担当教員
比較地域文化特別研究Ⅲ	2	2年次後期の博士論文作成に向けた演習形式の授業である。主指導教員が中心となって、必要に応じ同学の博士課程後期院生を交えて、行う。主指導教員が必要と認める時は、他の教員や博士課程前期院生が出席する。諸資料の検討やフィールドワーク等の達成された成果について受講者に適宜報告を求め、議論し、検討する。	喜納育江 金城盛彦 後藤雅彦 藤田陽子 宮内久光 宮平勝行 稲村 務 新城郁夫 山城 新 鳥山 淳 島袋 純 Davis Christopher 名嶋義直 麻生伸一 呉 世宗
比較地域文化特別研究Ⅳ	2	3年次前期の博士論文作成に向けた演習形式の授業である。主指導教員が中心となって、必要に応じ同学の博士課程後期院生を交えて、行う。主指導教員が必要と認める時は、他の教員や博士課程前期院生が出席する。博士論文の構成やその根拠となる諸資料・理論について議論し、検討する。	喜納育江 金城盛彦 後藤雅彦 鈴木規之 藤田陽子 宮内久光 宮平勝行 稲村 務 新城郁夫 山城 新 鳥山 淳 島袋 純 Davis Christopher 名嶋義直 麻生伸一 呉 世宗
アジア社会学特論	2	グローバル化の中でのアジア社会の変動を、国際社会学的な視点と地域研究的な手法で理論的・実証的に研究する。社会科学としての地域研究にその理論的背景を与えるものとして注目されているのが国際社会学である。ここでは、地域研究と国際社会学について沖縄を含むアジアを事例に必要な理論と実証への応用の方法をまず指導する。そして地域研究と国際社会学を接合させた、比較よりも関係性を重視する世界システム論やエスニシティ論の実証への応用についてさらに深く考察していく。	鈴木規之
アジア社会学演習	2	グローバル化が進行する中で、アジアを分析する理論や方法は大きな転換を迫られている。ここでは、国際社会学の視点から持続可能な発展や内発的発展を含むオルタナティブな開発・発展の理論と実践、開発と市民社会、開発と環境、社会変動とエスニシティ、文化のヘゲモニー（アジアにおけるジャパナイゼーション）などをテーマに、アジア（沖縄も含む）におけるフィールドワークも行いながら具体的なテーマをもって演習形式で検討していく。フィールドワークに際しては、調査デザインや技法についても指導する。	鈴木規之

授業科目名	単位数	講義等の内容	担当教員
ことばと相互行為特論	2	コミュニケーション行動が織りなす人物像や社会像、文化像を琉球を含む様々な言語共同体を取り上げて比較分析する。会話の組織化、談話の構造、ことばの文化的意味、スピーチの文化コード、文化的認知プロセスなどを対人間のことばと社会的相互行為を精査することによって明らかにする。また、こうしたテーマについてディスカッションを重ね、ことばと社会的相互行為の文化独自性や普遍性について考察する。英文の資料を用い、ディスカッションの一部は英語で行う。	宮平勝行
ことばと相互行為演習	2	ことばと社会的相互行為の研究方法には主として語用論、会話分析、(批判的)談話分析、相互行為分析、ことばの民族誌などが挙げられる。いずれかひとつあるいは複数のアプローチに焦点を当て、一連の研究プロセスを実践を通して学ぶ。さらに、各研究方法の哲学的基盤や理論的背景、課題、最新の傾向などについて琉球を含む多様な言語文化を対象にした事例研究を読み解きながら理解を深める。この授業は受講生によるフィールドレポートを中心に演習形式で行う。	宮平勝行
アメリカマイノリティ文学特論	2	モダンからポストモダンの思潮の流れによって再構成されたアメリカ文学の批判体系によって再評価されるようになったいわゆる「マイノリティ」の作家や詩人のテキストについて研究する。書き手によって「マイノリティ」というアイデンティティーを定義する要素は異なるが、この科目では人種、言語、文化、階級、性、そしてセクシュアリティなどの概念にもとづいて「マイノリティ」とみなされる書き手のテキストにはどのような特徴や意義あるのかについて考察し、こうしたテキストが従来の伝統的アメリカ文学観をどのように踏襲しつつ変容させたものであるのかについて検討していく。	喜納育江
アメリカマイノリティ文学演習	2	アメリカ文学の中において「マイノリティ」であるという自己認識がどのような文学テキストを生んでいるのかという点を念頭に置きつつ、アメリカの女性文学、アメリカ先住民族文学、チカーノ(ナ)文学といったテキストにおいて、人種、言語、文化、階級、性、セクシュアリティといった要素が書き手の想像力と創造力にいかなる影響をもたらしているか、またアメリカ文学から発信されるそうした文学表現が、これからの世界観や人間像にどのような意味を付与していくのかについても考える。	喜納育江
アジア文化人類学特論	2	中国および東南アジア諸国を中心としたの文化人類学的研究。アジアの民族誌的研究を踏まえた文化人類学的方法論や研究動向について講義する。	稲村 務
アジア文化人類学演習	2	中国および東南アジアを中心とした文化人類学的研究について民族誌的研究や文化人類学的方法論について演習形式で学ばせる。	稲村 務

授業科目名	単位数	講義等の内容	担当教員
アジア物質交流史論特論	2	東アジアを中心にした物質交流史論に関する考古学研究の視点と方法を検討する。交流の考古学研究にあたっては、そのモノ自体の分析、すなわちモノの製作から使用、廃棄までの一連の流れの中で分析を行い、その時代性、地域性、背後にある人の活動、さらに交流による地域文化の変化を如何に読みとるかが問題である。琉球列島の歴史的展開の中でも、先史時代に遡って周辺地域との交流が重要な研究テーマとなっており、こうした東アジアにおける具体的な物質交流史を検討の対象とする。	後藤雅彦
アジア物質交流史論演習	2	交流の考古学研究にあたって、そのモノ自体の分析から時代性、地域性、背後にある人の活動、さらに交流による地域文化の変化を如何に読みとるかが問題である。そして、交流の場となった時代、地域は多様なものであり、アジアにおいても交流をテーマにした考古学研究は盛んである。そこで、演習形式を含め、多様な物質交流史の研究事例を検討しながら、交流のあり方に関する比較研究や方法論自体の検証を進め、物質交流史論の課題を検討する。	後藤雅彦
アジア国際関係史特論	2	第二次世界大戦以降の国際関係の歴史について、とくにアジア地域に焦点を当てながら分析する。アジアに関して、冷戦史の再検討がどの程度まで進んでいるか、アジアにおいて冷戦とは何であったか、アジアにおける冷戦の遺産とは何か、東アジア共同体の可能性と歴史認識問題についてなど、マクロ的視点から分析していく。現代の国際関係を理解することを通じて、沖縄・日本のこの地域での役割に関する知見が得られる。	金 成浩
アジア国際関係史演習	2	アジア冷戦史における重要なトピックについて詳細な検討を加える。例えば、朝鮮戦争・日ソ国交回復・中ソ対立・沖縄返還・ソ連のアフガン侵攻・韓ソ国交回復などを取り上げ、その研究史、史料公開状況・研究手法・学説の対立についてなど解説しながら、国際関係史における研究手法を解説する。沖縄・日本周辺における個別的に紛争に関する理解を深めることにより、この地域の平和へ寄与できる人材を養成する。	金 成浩
沖縄近現代文学特論	2	沖縄近現代文学に関する諸テーマに関して、歴史社会的背景と作品の構造と特質の関連とを検討する。	新城郁夫
沖縄近現代文学演習	2	沖縄近現代文学に関する諸テーマに関して、歴史社会的背景と作品の構造と特質との関連を理論的かつ実証的に考察する。	新城郁夫



授業科目名	単位数	講義等の内容	担当教員
環境思想特論	2	環境思想研究は、環境変化と社会、経済、政治、芸術の変動が相互に影響しあうという前提に成り立っている。本講義では主要なアメリカ環境思想を主軸に、政治、宗教、哲学、文学的言説をとおして多面的に構成される環境思想研究の研究史的基礎を学びながら、実際に沖縄に生成する個別・具体的課題を環境思想的観点から応用分析し、環境思想的研究方法を習得する。	山城 新
環境思想演習	2	本講義では、特にアメリカ環境思想を基礎づける理論的枠組みを学びつつ、実際に現代環境問題に関連づけながら、環境思想的課題と展望について考える。特に、第二次世界大戦以降のアメリカ覇権主義・帝国主義の関わりの中で形成される、アメリカ本土内外の事例、あるいは海域を介した環境問題などとおして、環境問題の脱領域的側面を環境思想的に考える。	山城 新
島嶼環境経済特論	2	環境経済学の理論を基礎として、島嶼地域における環境と経済の関係を考察する。沖縄や多くの太平洋島嶼国のような小島嶼においては、大陸や大規模島嶼との比較において自然環境と経済との関係が非常に強い。自家消費用の食糧の供給源として、また観光資源として、自然環境を保全する必要性が認識されている反面、政治的・経済的に脆弱であるため、外国資本による観光開発や他国への漁業権の売却などが外貨獲得手段として行われ、自国の自然や海洋資源の衰退という結果を招いている例もある。こうした独特の状況を踏まえながら、島嶼における環境調和型経済社会を実現するための方策について検討する。	藤田陽子
島嶼環境経済演習	2	沖縄をはじめとする小島嶼国・地域を事例として、環境と経済の関係に関わる諸課題の現状を学び、問題解決の方策について検討する。ケース・スタディに重点を置き、環境経済学の視点を基礎としながら、理論と実際との整合性と乖離について検証し、具体的な問題解決策を探索する。講義は受講生の発表を中心に進め、受講生同士の議論を通して物事を多角的に考察する視野を養う。	藤田陽子
島嶼空間システム特論	2	島嶼空間をシステム（系）として捉え、外部からの様々なインパクトに対してどのように島嶼空間が対応しているかを、島嶼間システムと島嶼内システムの両面において、人口・交通流通、島嶼経済、島嶼社会そして島嶼振興の各事象に関して、理論的に検討する。	宮内久光
島嶼空間システム演習	2	島嶼空間をシステム（系）として捉え、外部からの様々なインパクトに対してどのように島嶼空間が対応しているかを、島嶼間システムと島嶼内システムの両面において、人口・交通流通、島嶼経済、島嶼社会そして島嶼振興の各事象に関して、巡検や現地調査をもとに検討する。	宮内久光

授業科目名	単位数	講義等の内容	担当教員
島嶼観光経済特論	2	世界のGDPおよび雇用の約1割は観光産業が占めている。この比率は他産業が脆弱な発展途上国、島嶼地域ではより大きい。授業では観光による島嶼地域の振興の特性、可能性をデータに基づく実証研究の立場から検証する。	金城盛彦
島嶼観光経済演習	2	世界のGDPおよび雇用の約1割は観光産業が占めている。この比率は他産業が脆弱な発展途上国、島嶼地域ではより大きい。授業では観光による島嶼地域の振興の特性、可能性をデータに基づく実証研究の立場から検証する。「島嶼観光経済特論」とは異なり、演習はコンピュータを用いる実習を伴う。	金城盛彦
政治学特論	2	沖縄や地域の政治的課題に対して、行政学・地方自治論等の分野を主とする政治学の理論に基づいて分析していく能力の養成を行う。その中でこれまでの政治学的なアプローチの有効性と限界について、吟味を重ねながら、新たなアプローチを模索していく。	鳥袋 純
政治学演習	2	特に近年の国際関係の変化、移民難民問題を含む国境横断的な人の移動の激化、経済的相互依存の深化、その中での国民国家の変容、自治体政治の変化等を視野に入れ、沖縄や地域の政治的課題に対して、行政学・地方自治論等地域の政治的課題に対して、政治学の理論を具体的に用いて分析する事例的研究を行っていく。	鳥袋 純
近現代沖縄史学特論	2	沖縄の近現代を考察するうえで重要な諸相を実証的かつ体系的に理解することを目的とする。その際の視点として重視するのは、1920年代以降の沖縄救済論において浮上してきた課題と、戦後に展開される復興・振興をめぐる諸問題との関係性である。その考察を通して沖縄の近現代を貫く問いを見出し、各時期の状況に織り込まれている歴史的な文脈を読み解くことを意図している。	鳥山 淳
近現代沖縄史学演習	2	沖縄の近現代を考察するうえで重要な諸相について、関連する資料を精読しながら、そこに見出される歴史的な文脈について検討する。その際に、各履修者の研究テーマや問題関心に引き付けた資料分析を積極的に取り入れ、当該資料に見出される歴史的な課題をどのような視点で検討すべきなのかを考察する。その作業を通して、沖縄の近現代に関する歴史的な考察力を深めることを意図している。	鳥山 淳

授業科目名	単位数	講義等の内容	担当教員
特定言語研究特論	2	世界中で6000以上の言語が現在話されているものの、琉球諸語も含めてその多くがまだ十分に記述されておらず、消滅の危機に瀕した状態に置かれている言語も少なくない。この授業では、特定の言語（特に、少数言語や十分に記述されていない言語）を対象にした研究と記述の行い方を学ぶ。授業では実際に特定の言語のデータを収集し、その記述と分析を行う。	Davis Christopher
特定言語研究演習	2	フィールドワークなどを通して記述してきた言語の特徴を探り、先行研究に基づいて理論言語学の立場からその特徴を分析し、他言語と比較しながらその記述と分析をさらに深める方法を学ぶ。各受講生が特定の言語の記述における特定のトピックを選択し、そのトピックに絞って自らの研究を進める。授業では、そのトピックに関係する先行研究やフィールドワークで収集したデータについての発表を行う。	Davis Christopher
批判的談話研究実践特論	2	沖縄の近現代を考察するうえで重要な諸相について、関連する資料を精読しながら、そこに見出される歴史的な文脈について検討する。その際に、各履修者の研究テーマや問題関心に引き付けた資料分析を積極的に取り入れ、当該資料に見出される歴史的な課題をどのような視点で検討すべきなのかを考察する。その作業を通して、沖縄の近現代に関する歴史的な考察力を深めることを意図している。	名嶋義直
批判的談話研究実践演習	2	欧州を中心に行われている学際的研究「批判的談話研究 (Critical Discourse Study; CDS)」の主な理論や手法、社会問題を批判的に検討するためのアプローチなどを検討し、実際に自分自身でデータを集めて言説分析を行い、それを受講生間で議論する。それを通して批判的リテラシーを伸ばす。	名嶋義直
アメリカ太平洋史特論	2	アメリカと太平洋島嶼地域との関係について、帝国史研究の成果をもとにしながら、主に「軍事基地と地域社会」という視点から、歴史学的に講義形式で考察する。	池上大祐
アメリカ太平洋史演習	2	アメリカと太平洋島嶼地域との関係について、帝国史研究の成果をもとにしながら、主に「軍事基地と地域社会」という視点から、演習形式で、英語論文や一次史料を読み解く。	池上大祐
琉球近世史学特論	2	琉球近世史や関連する領域の研究史を確認しながら、基本的な論文や文献、史料を精読し、政治や外交、社会、環境をめぐる諸問題を検討する。	麻生伸一
琉球近世史学演習	2	琉球近世史の政治、外交、社会、環境といったテーマから履修生の関心に合わせて課題を設定し検討する。講義では履修生の報告や資料の精読を行う。講義を通して、歴史学の方法と実践を琉球沖縄史の文脈で理解することを目指す。	麻生伸一

授業科目名	単位数	講義等の内容	担当教員
朝鮮近現代文学特論	2	在日朝鮮人文学に関する諸テーマに関して、作品と書き手の歴史的社会的背景を検討し、諸作品の構造と言語的内容的特質を検討する。その際、沖縄現代文学などとの比較も視野に入れてながら履修者とともに考える。	呉 世宗
朝鮮近現代文学演習	2	在日朝鮮人文学に関する諸テーマに関して、作品と書き手の歴史的社会的背景を検討し、諸作品の構造と言語的内容的特質を検討する。その際、各履修者の研究テーマや問題関心に引き付けた文献や資料も議論の対象にしてともに考察する。	呉 世宗
比較地域文化特論Ⅰ	2	学外非常勤講師による講義で、通常の学期か、もしくは集中講義の形式で行うものである。講義の内容は、比較地域文化論に関わるという枠内で、担当する講師の専門とする研究分野等を考慮して、講師と専攻内の世話人との間の協議によって決めるものとする。	未 定
比較地域文化特論Ⅱ	2	学外非常勤講師による講義で、通常の学期か、もしくは集中講義の形式で行うものである。講義の内容は、比較地域文化論に関わるという枠内で、担当する講師の専門とする研究分野等を考慮して、講師と専攻内の世話人との間の協議によって決めるものとする。	未 定
比較地域文化特論Ⅲ	2	学外非常勤講師による講義で、通常の学期か、もしくは集中講義の形式で行うものである。講義の内容は、比較地域文化論に関わるという枠内で、担当する講師の専門とする研究分野等を考慮して、講師と専攻内の世話人との間の協議によって決めるものとする。	未 定
比較地域文化特論Ⅳ	2	学外非常勤講師による講義で、通常の学期か、もしくは集中講義の形式で行うものである。講義の内容は、比較地域文化論に関わるという枠内で、担当する講師の専門とする研究分野等を考慮して、講師と専攻内の世話人との間の協議によって決めるものとする。	未 定

\* 研究指導教員のみが比較地域文化特別研究Ⅰ～Ⅳの担当する。

\* 学期ごとに開設される授業科目については時間割配当表を配布する。

## 学位授与について

### (1) ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

比較地域文化大学院教育プログラムでは、琉球大学の「自由平等、寛容平和」の建学の精神の下、本学の大学院学習教育目標 URGCC-Advanced（琉大グローバルシティズン・カリキュラム・アドバンスド）に掲げる「専門性」「創造性」「倫理性」を身に付けさせるため、文化・社会における諸課題の解決に取組み、また、普遍的価値を身につけた 21 世紀型市民として、地域社会及び国際社会の発展に寄与できる人材を育成します。

そのような人材を育成するために、本大学院教育プログラムでは、次のような目標を達成した者に、博士（学術）の学位を授与します。

- ① 特定の分野の専門的知識だけでなく、「琉球・沖縄」、「アジア」、「太平洋地域」、「比較」に関連した、広い視野と国際感覚、また地域社会や国際社会で活躍できる高度な専門的能力と創造性の強い実践的能力が身に付いていること
- ② 高い倫理観に基づき、研究者として自立的・創造的に活動することができる能力、あるいは高度な専門職業人として自立的・創造的に活動することができる能力が身に付いていること

### (2) 学位授与までのプログラム

博士論文のテーマ決定から学位授与に至る過程は、別表「博士学位取得プロセス」参照のこと。

### (3) 博士論文提出資格

学位審査の申請、学位（博士）論文の提出までに所定の単位（24 単位）を修得し、かつレフェリー付の学会誌等に本人筆頭の論文を投稿し、刊行または掲載が決定されていることが必要である。

### (4) 学位審査基準

審査上の基準は、原則として以下の諸点である。

#### <資質に関して>

- ① 研究者としての自立的研究遂行能力、または高度専門職業人としての職務遂行能力を示しているか。

#### <論文に関して>

- ② 先行研究の把握、及び課題設定は的確に示されているか。
- ③ 論旨の独創性、立論の総合性、及び説得性を示しているか。※
- ④ 資料分析の独自性、及び論理性を示しているか。
- ⑤ 欺界における好評価の可能性、及び有用性を示しているか。
- ⑥ 執筆言語が日本語の場合、原則として 8 万字から 12 万字程度となっているか。また、その他の言語の場合も日本語の場合に準じているか。
- ⑦ 執筆言語を日本語または英語とする原則に従っているか。（その他の言語の場合は、専攻会議の承認を必要とする。）

※ 注 ③の「立論の総合性」とは、当人の既発表の成果等を取り込み、立論上、それが全体の一部としての的確に構成されていることを指す。

別表 1

## 3月修了に係る博士学位取得プロセス

学年	時期		内容	主な指導体制
1 年 次	前期	4月 (入学時)	①研究テーマ・計画書の提出 ②指導教員(3人以上)の決定	比較地域文化総合演習Ⅰ
	後期	2月下旬	③博士論文作成計画書の作成 ④研究経過報告(第一回公開口頭発表)専攻による公開の研究発表会を行う。	比較地域文化総合演習Ⅱ 比較地域文化特別研究Ⅰ
2 年 次	前期	4月	①博士論文作成計画書の再確認、修正	比較地域文化総合演習Ⅲ 比較地域文化特別研究Ⅱ
	後期	2月下旬 3月中旬	②研究経過報告(第二回公開口頭発表)専攻による公開の研究発表会を行う。 ③博士論文テーマの決定 ☆第二回口頭発表の結果と科目履修状況等を勘案し、指導教員チームが面談の後、テーマを決定する。	比較地域文化総合演習Ⅳ 比較地域文化特別研究Ⅲ
3 年 次	前期	4月上旬 4月中旬	<b>博士論文 予備審査</b> ①博士論文作成計画書の提出 ②博士論文予備審査の申請 ☆申請に際しては、発表論文(査読誌を含むものとする)1本以上、または予備論文(1万字程度)を提出する。	比較地域文化特別研究Ⅳ
		5月下旬	③予備審査の結果の通知	
	後期	10月中旬 12月~2月 2月上旬 3月下旬	<b>学位審査</b> ④学位審査の申請 学位(博士)論文草稿の提出 ☆予備審査までに査読誌への発表論文の提出ができなかった場合は、審査の申請までに査読誌への発表論文または掲載証明を提出するものとする。 ⑤草稿による最終発表 ⑥学位審査 (1)学位(博士)論文の提出 (2)リポジトリ登録書類の提出 ☆(1)(2)については「琉球大学大学院人文社会科学研究所における学位に関する細則」第15条(学位論文の提出)参照 ☆審査委員会を設置し、審査を行う。 審査は、学位論文を含む書類と面接審査による。 ⑦学位論文の公開審査 ⑧学位授与・修了	

☆学位授与後、3ヵ月以内に、学位論文要旨、審査結果要旨をインターネット公表

☆学位授与後、1年以内に、学位論文全文、学位論文要約をインターネット公表

別表2

## 9月修了に係る博士学位取得プロセス

学年	時期		内容	主な指導体制
1 年 次	前期	4月 (入学時)	①研究テーマ・計画書の提出 ②指導教員(3人以上)の決定	比較地域文化総合演習Ⅰ
	後期	2月下旬	③博士論文作成計画書の作成 ④研究経過報告(第一回公開口頭発表)専攻による公開の研究発表会を行う。	比較地域文化総合演習Ⅱ 比較地域文化特別研究Ⅰ
2 年 次	前期	4月	①博士論文作成計画書の再確認、修正	比較地域文化総合演習Ⅲ 比較地域文化特別研究Ⅱ
	後期	2月下旬 3月中旬	②研究経過報告(第二回公開口頭発表)専攻による公開の研究発表会を行う。 ③博士論文テーマの決定 ☆第二回口頭発表の結果と科目履修状況等を勘案し、指導教員チームが面談の後、テーマを決定する。	比較地域文化総合演習Ⅳ 比較地域文化特別研究Ⅲ
3 年 次	後期	10月上旬 10月中旬	<b>博士論文 予備審査</b> ①博士論文作成計画書の提出 ②博士論文予備審査の申請 ☆申請に際しては、発表論文(査読誌を含むものとする)1本以上、または予備論文(1万字程度)を提出する。 ③予備審査の結果の通知	比較地域文化特別研究Ⅳ (3年前期にて履修もあり得る)
		11月下旬		
	前期	4月中旬  6月~8月  8月上旬 9月下旬	<b>学位審査</b> ④学位審査の申請 学位(博士)論文草稿の提出 ☆予備審査までに査読誌への発表論文の提出ができなかった場合は、審査の申請までに査読誌への発表論文または掲載証明を提出するものとする。 ⑤草稿による最終発表 ⑥学位審査 (1)学位(博士)論文の提出 (2)リポジトリ登録書類の提出 ☆(1)(2)については「琉球大学大学院人文社会科学研究所における学位に関する細則」第15条(学位論文の提出)参照 ☆審査委員会を設置し、審査を行う。 審査は、学位論文を含む書類と面接審査による。 ⑦学位論文の公開審査 ⑧学位授与・修了	

☆学位授与後、3ヵ月以内に、学位論文要旨、審査結果要旨をインターネット公表

☆学位授与後、1年以内に、学位論文全文、学位論文要約をインターネット公表

## 琉球大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程比較地域文化専攻の在学期間に関する申し合わせ

人文社会科学研究科委員会  
平成 20 年 5 月 28 日決定

琉球大学大学院学則第 43 条第 1 項ただし書の規定に基づく在学期間に関し、次のとおり申し合わせる。

- 1 必要な研究指導を受けた上、特に優れた研究業績を有すると認められた者については、1 年以上在学すれば修了(以下「短縮修了」という。)させることができる。
- 2 前項に掲げる「特に優れた研究業績を有すると認められた者」とは、専攻領域について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力を明らかに示す研究業績を有する者であって、通常琉球大学大学院人文社会科学研究科博士後期課程に 3 年以上在学して得られるものと同等以上の水準を有する者をいう。
- 3 短縮修了を希望する者は、指導教員及び専攻主任を経て在学期間短縮修了申請書に予備審査に必要な書類を添えて研究科長に申請するものとする。
- 4 優れた研究業績の審査は、専攻の議を経た上で、博士論文予備審査委員会で行い、申請者の業績が優れた研究であることを確認する。
- 5 博士論文予備審査委員会は、予備審査において、短縮修了が適当であると判定した場合は、判定理由を記載した説明書を予備審査報告書に添付する。
- 6 研究科長は、課程修了判定のための研究科委員会資料に短縮修了である旨を明示するものとする。

### 附則

この申し合わせは、平成 20 年 5 月 28 日から実施する。



在学期間短縮修了申請書

令和 年 月 日

人文社会科学研究科長 殿

博士後期課程 比較地域文化専攻

学生氏名 \_\_\_\_\_

学籍番号・年次 \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 年次

このたび、人文社会科学研究科博士後期課程比較地域文化専攻の在学期間に関する申し合わせに定める短縮修了をいたしたく、予備審査に必要な書類を添えて申請します。

専攻主任	指導教員
氏名 _____	氏名 _____

琉球大学人文社会科学研究科博士後期課程における  
学位論文審査の評価基準に関する申合せ

〔人文社会科学研究科運営委員会  
令和5年3月15日決定〕

(趣旨)

第1条 この申合せは、琉球大学大学院人文社会科学研究科における学位に関する細則（以下「細則」という。）第27条の規定に基づき、細則第19条に規定する学位論文の評価について、必要な事項を定める。

(評価基準)

第2条 細則第19条に規定する評価は、次の各号に掲げる基準に基づき行う。

(1) 問題意識の明確性

ア 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。

イ 論文中にその学問的・社会的意義が明示されているか。

(2) 論証過程の説得性

ア 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法を採用しているか。

イ 研究に適した資料、調査又は論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

ウ 結論に至るまでの首尾一貫した論理構成になっているか。

(3) 研究成果の独創性

学説史や近年の研究動向を踏まえ、先行研究の到達点を的確に把握したうえで、従来の研究に対して、当該研究が研究の視点、研究方法、結論等でオリジナリティを有していると認められるか。

(4) 表現・引用の適切性

論文の記述(本文、図、表、引用、文献表等)が十分かつ適切であるか。

(改廃)

第3条 この申合せの改廃は、人文社会科学研究科運営委員会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。

## 教員配置表

比較地域文化専攻

専門分野	専任教員		兼任 (本務職名)	兼任 (本務職名)
	教授	准教授		
考古学	後藤雅彦			
観光経済学	金城盛彦			
国際社会学	鈴木規之			
コミュニケーション学	宮平勝行			
アメリカ文学	喜納育江 山城新			
社会人類学	稲村 務			
国際関係史	金 成浩			
日本近代文学	新城郁夫			
環境経済学	藤田陽子			
地理学	宮内久光			
政治学	島袋 純			
近現代沖縄史	鳥山 淳			
特定言語研究		Davis Christopher		
批判的談話研究	名嶋義直			
西洋史学		池上大祐		
琉球史	麻生伸一			
朝鮮文学	呉 世宗			

## 教員研究室等一覽

専攻	氏名	研究室	専攻	氏名	研究室
比較地域文化専攻	金城盛彦	文研519	比較地域文化専攻	藤田陽子	文総604
	鈴木規之	文総605		宮内久光	文研208
	宮平勝行	共3-111		鳥山淳	文総708
	喜納育江	共3-318		島袋純	研313 (教育学部)
	稲村務	文総506		Davis Christopher	共3-211
	後藤雅彦	文研107		名嶋義直	研210 (国際教育センター)
	金成浩	文総208		池上大祐	文研606
	新城郁夫	文研609		麻生伸一	文研608
	山城新	共3-115		呉世宗	文総705

